

会

議

午前10時 0分開議

議長（小泉孝敬君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

ここで報告の件がありますので、係長をして朗読いたさせます。

庶務兼議事係長（中堀啓司君） 朗読いたします。

下総行第213号。令和2年12月15日。

下田市議会議長、小泉孝敬様。静岡県下田市市長、松木正一郎。

令和2年12月下田市議会定例会提出議案の原案訂正について。

このことについて、下記のとおり訂正したく申し入れます。

記。

1、件名。

議第71号 第5次下田市総合計画基本構想について。

2、訂正箇所。

別紙のとおり。

3、訂正理由。

第5次下田市総合計画基本構想（案）のまちづくりの柱に主な取組を追加するため。

続きまして、下総行第214号。令和2年12月15日。

下田市議会議長、小泉孝敬様。静岡県下田市市長、松木正一郎。

令和2年12月下田市議会定例会議案の追加について。

このことについて、令和2年12月下田市議会定例会に下記議案を追加提出したいので申し入れます。

記。

追加議案について。

1、議案名、議第86号 令和2年度下田市一般会計補正予算（第11号）。

2、理由、新型コロナウイルス感染症に係る事業を緊急実施するため。

続きまして、令和2年12月15日。

下田市議会議長、小泉孝敬様。発議者、下田市議会議員、沢登英信。同じく、進士濱美。

同じく、佐々木清和。

議第81号 令和2年度下田市一般会計補正予算（第10号）に対する修正動議。

上記の修正案を地方自治法第115条の3及び下田市議会会議規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

続きまして、発委第1号。令和2年12月15日。

下田市議会議長、小泉孝敬様。提出者、産業厚生委員長、進士為雄。

稲生沢川上流での森林開発に関する意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり下田市議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。提案理由。

再生可能エネルギー発電事業に伴う、稲生沢川上流域における大規模な森林開発については、下田市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例において、同意できない内容であることから、林地開発許可権者の静岡県知事に対して、それを考慮した上で、審査を求めるべきと判断したため。

以上でございます。

議長（小泉孝敬君） ただいまから議会運営委員会を第1委員会室で開催いたしますので、委員の方はお集まりください。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時 4分休憩

午前10時26分再開

議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

ここで市長から発言を求められておりますので、これを許可します。

市長。

市長（松木正一郎君） 議会冒頭の貴重なお時間をお借りしまして申し訳ございません。

本日、議第71号 第5次下田市総合計画基本構想についての原案訂正及び議第86号 令和2年度下田市一般会計補正予算（第11号）を追加提案させていただきました。

総合計画基本構想についての原案訂正は、総務文教委員会での御議論を踏まえ、基本構想（案）まちづくりの柱に主な取組を追加するものでございます。

一般会計補正予算は、全国的に新型コロナウイルス感染症拡大の中、これから感染症のリスクの高い冬を迎えるに当たり、安全確保のため、冬の感染対策としての下田冬モデルを実

施するものでございます。

詳細については、後ほど担当課長のほうから説明いたしますので、御審議をよろしく願  
いいたします。

私のほうからは以上でございます。

議長（小泉孝敬君） お諮りいたします。

本日、市長から議第71号 第5次下田市総合計画基本構想についての原案訂正の申出があ  
りました。

この際、議第71号の原案訂正についてを日程に追加することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

お諮りいたします。

議第71号の原案訂正についてを日程第1の前に追加し、ただいま配付いたしました議事日  
程のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第71号は日程第1の前に追加し、ただいま配付いたしました議事日程のとおり  
とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

本日、市長から提出されました議第86号 令和2年度下田市一般会計補正予算（第11号）  
議案の追加申出があります。

この際、議第86号を日程に追加することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

お諮りいたします。

議第86号を日程第1の次に追加し、ただいま配付いたしました議事日程のとおりとす  
ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第86号は日程第1の次に追加し、ただいま配付いたしました議事日程のとおり  
とすることに決定いたしました。

次に、本日、産業厚生委員長から提出されました発委第1号 稲生沢川上流での森林開発に関する意見書について、議案の追加申出があります。

この際、発委第1号を日程に追加することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

お諮りいたします。

発委第1号を日程第2の次に追加し、ただいま配付いたしました議事日程のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、発委第1号は日程第2の次に追加し、ただいま配付いたしました議事日程のとおりとすることに決定いたしました。

それでは、それぞれの委員会に付託した議案の討論・採決を行うに当たり、議第72号 下田市民文化会館指定管理者の指定について、議第73号 下田市民スポーツセンター指定管理者の指定について、議第74号 敷根公園指定管理者の指定については、議第85号 令和2年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の次に、議第72号、議第73号、議第74号の順に討論・採決を行うこととしましたので、御承知おきください。

#### 議案第71号の説明・質疑・採決

議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、議第71号 第5次下田市総合計画基本構想についての原案訂正についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

統合政策課長。

統合政策課長（平井孝一君） それでは、議第71号 第5次下田市総合計画基本構想についての訂正内容について御説明申し上げます。

お手数ですが、下総行第213号、令和2年12月下田市議会定例会提出議案の原案訂正についての別紙を御覧ください。

本資料は、令和2年12月下田市議会定例会議案件名簿16ページに記載された内容の訂正前、訂正後で、上段が訂正前、下段が訂正後でございます。

訂正内容につきましては、第5章まちづくりの柱における安全・安心なまちの主な取組の

方向性に、高齢者及び障害者、障害児に対する福祉の充実の記述を追加するものでございます。

理由につきましては、総務文教委員会の審議における委員の御意見を踏まえ、基本計画の分野6の施策として掲げている高齢者及び障害者、障害児に対する福祉の充実は、高齢者率が40%を超える本市にとって、医療体制の強化、子育て環境等の充実と並び、主要な施策と判断したためでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、令和2年12月下田市議会定例会提出議案の原案訂正の内容についての説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（小泉孝敬君） ただいまの説明に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

ただいまの原案訂正については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、原案訂正については、これを承認することに決定いたしました。

この後、総務文教委員会を開催するため、暫時休憩といたします。

午前10時34分休憩

午前11時 7分再開

議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

ここで報告の件がありますので、係長をして朗読いたさせます。

庶務兼議事係長（中堀啓司君） 朗読いたします。

令和2年12月15日。

下田市議会議長、小泉孝敬様。発議者、下田市議会議員、沢登英信。同じく、進士濱美。

議第71号 第5次下田市総合計画基本構想についてに対する修正動議。

上記の修正案を地方自治法第115条の3及び下田市議会会議規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

以上でございます。

議長（小泉孝敬君） ここで暫時休憩いたします。

ただいまより議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は第1委員会室にお集まりください。

午前11時 8分休憩

午前11時14分再開

議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

#### 委員長報告・質疑・討論・採決

日程により、過日それぞれの常任委員会に付託いたしました議第71号 第5次下田市総合計画基本構想について、議第72号 下田市民文化会館指定管理者の指定について、議第73号 下田市民スポーツセンター指定管理者の指定について、議第74号 敷根公園指定管理者の指定について、議第75号 下田市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、議第76号 下田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議第77号 下田市立公民館設置管理条例の一部を改正する条例の制定について、議第78号 下田市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議第79号 下田市準用河川占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議第80号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、議第81号 令和2年度下田市一般会計補正予算（第10号）、議第82号 令和2年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）、議第83号 令和2年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議第84号 令和2年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、議第85号 令和2年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、請願第1号 稲生沢川上流での森林開発に関する意見書を求める請願、以上16件を一括議題といたします。

これより、各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、産業厚生委員長、進士為雄君の報告を求めます。

11番 進士為雄君。

〔産業厚生委員長 進士為雄君登壇〕

産業厚生委員長（進士為雄君） 産業厚生委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告

いたします。

記。

1. 議案の名称。

- 1) 議第74号 敷根公園指定管理者の指定について。
- 2) 議第75号 下田市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について。
- 3) 議第76号 下田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について。
- 4) 議第78号 下田市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について。
- 5) 議第79号 下田市準用河川占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について。
- 6) 議第80号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。
- 7) 議第81号 令和2年度下田市一般会計補正予算(第10号)(本委員会付託事項)。
- 8) 議第82号 令和2年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)。
- 9) 議第83号 令和2年度下田市介護保険特別会計補正予算(第3号)。
- 10) 議第84号 令和2年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)。
- 11) 議第85号 令和2年度下田市集落排水事業特別会計補正予算(第2号)。
- 12) 請願第1号 稲生沢川上流での森林開発に関する意見書を求める請願。

2. 審査の経過。

12月8日、9日、10日の3日間、第2委員会室及び中会議室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より長谷川観光交流課長、白井建設課長、井上市民保健課長、高野環境対策課長、樋口産業振興課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

また請願第1号の審査に当たっては、市当局より松木市長、白井建設課長、高野環境対策課長、樋口産業振興課長、土屋上下水道課長、参考人として請願者より小林弘次氏、糸賀四郎氏、杉山徳男氏、紹介議員として沢登英信氏、佐々木清和氏、進士濱美氏の出席を求め、それぞれの意見を聴取の上、慎重に審査を行った。併せて、関係議案に関わる現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

- 1) 議第74号 敷根公園指定管理者の指定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第75号 下田市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第76号 下田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4) 議第78号 下田市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第79号 下田市準用河川占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第80号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第81号 令和2年度下田市一般会計補正予算(第10号)(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

8) 議第82号 令和2年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

9) 議第83号 令和2年度下田市介護保険特別会計補正予算(第3号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

10) 議第84号 令和2年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

11) 議第85号 令和2年度下田市集落排水事業特別会計補正予算(第2号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

12) 請願第1号 稲生沢川上流での森林開発に関する意見書を求める請願。

決定、採択。

理由、再生可能エネルギー発電事業に伴う、稲生沢川上流域における大規模な森林開発については、下田市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例において同意できない内容であることから、林地開発許可権者の静岡県知事に対して、下田市議会として意見書を提出するべきと判断したため。

以上でございます。

議長（小泉孝敬君） ただいまの産業厚生委員長の報告に対し、質疑を許します。

13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 議第74号 敷根公園の指定管理者の指定について、やむを得ないものと認めたと、こういう結論でございますが、どこをもってやむを得ないものと認めたと。実態から言えば、これはやむを得ないどころか、振興公社に指定管理を受けていただかなければ管理できない実態になっていようかと思うわけでございます。そうであれば、どこを評価して、あるいはどこを評価しないでやむを得ないものと認めたとのか、お尋ねをしたいと思います。

といいますのは、これは指定管理で私が問題提起してまいりますように、人件費を補助金で支出すれば、公社の運営はスムーズになり、なおかつ消費税を払わなくて済むと、こういうことを申し述べてまいっているわけでございますが、これらの点は具体的にどう議論したのか、全くしないのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、請願第1号 稲生沢川上流での森林開発に関する意見書を求める請願でございましたが、私も紹介議員の1人として議員の皆さんにお話をさせていただきました。ここにございます請願者の意図を評価をいただいて採決をしていただいたということでございますが、この審議を中止をし、この計画を戻してほしいと、請願の内容はそういう内容だったと思うんですが、それらについて、私も参加しておりましたが、全く討論がなく可決された。全面的にこの請願者の意見に賛成だと、こういう結論を出したという具合に考えるわけですが、請願について審議された各委員からは全く意見がなく、これが採決されたということの意図というのはどこにあるのか。私は常識的に考えれば、請願者の請願内容が全面的に受け入れられたと、このように理解をいたしますが、委員長としてどのようにお考えか、お尋ねをしたいと思います。

議長（小泉孝敬君） 委員長。

〔産業厚生委員長 進士為雄君登壇〕

産業厚生委員長（進士為雄君） まず、第74号につきましては、議員の言われる消費税の関係、その議論については、いわゆる質問等がありました。現在、その要するに質問内容というのは、1つは建設工事の請負ですね、それに書いてあります、表紙に書いてあります、いわゆる請負金額と括弧書きのいわゆる消費税相当額という金額、それと今回書いていない、いわゆる敷根公園に対して書いていないんですね。その内容についての質問はありました。その質問を受けて、よしという委員の皆さんの判断だというふうに思います。

それと請願については、まず中止とかそういう言葉について、委員会の中で1つ、問い合わせたとは思いますが、請願者というよりも紹介議員のときに。その意図については、要するに最終的にはいわゆる慎重な審議をした上で、いわゆる下田市議会の、下田市議会というか、再生エネルギーのいわゆる条例がございますけれども、その意を酌んで、要するにやってくれと、慎重な審議をやって取り下げてくれというような考え方だと思っておりますけれども。その中で審議を中止しろというのが目的だろうというふうには思っていないで、最終目的は、審査をした中で、要するにその意を酌んで、下田市のいわゆる再生エネルギー条例の意を酌んで取り下げてくれという考え方が通ればいいというふうに判断したということだろうというふうに思いますけれども。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 請願第1号について再度質問したいと思いますが、請願事項は、読み上げてみますと、静岡県知事に対し、稲生沢川上流における大規模なメガソーラー開発を進めている事業者から林地開発の審査を一旦中止を含む慎重な審議をお願いし、その上で計画の取下げを要請する意見書の提出をお願いします。どこに文意の趣旨があるかといえば、経過は慎重な審議もお願いをしておりますが、その上で、計画の取下げを要請する意見書の提出をお願いしたいと、ここが本意ではないかと思うわけです。この請願の内容を慎重に審議してくださいという理解の仕方をするのは、いささか、この請願者の本意をきっちり理解していないんじゃないかと、こういう具合に思うわけです。意見なしに、全員がこの請願を通したことからいえば、やはり審議をして、最低、許可をしないことであるとか、取り下げるというのは、それよりも非常に門前払い的な意味合いを含めていると思うわけです。それらについての問合せも全く意見がない中で、この申請書が採択されて、請願者の願意が本当に議会として皆さんが受け止めたのかと、こういう疑問を持つわけですが、その点はどうな

のか、再度お尋ねをしたいと思います。

議長（小泉孝敬君） 委員長。

〔産業厚生委員長 進士為雄君登壇〕

産業厚生委員長（進士為雄君） 請願第1号についての今質問でございますから、それについて、私の私見を述べるのではなく、報告ですから、どういう審議をしたかということを書けば、確かに請願者の意見を聴いたときに、基本的な意見に対する質問というのはほとんどなかったというふうに思います。その後に紹介議員からの要するに意見聴取やった中では、その辺の要するにやり取りはあったかと思いますが、今ちょっと議事録ここにはないんで、あれなんですけれども。

もう一つは、これ、最終的には議会の意見という形で上げるわけですから、我々の要するに産業厚生委員会の要するに委員だけの、要するに判断ではまずいだろうということで、その意見書を作る段階までに、皆さんの意見を上げてくれということは皆さんにお伝えしました。それで上がってきた案が、沢登議員からの案が1つだったです。その委員会で作った素案と、沢登議員の案と2つを要するに比べて、下田市議会としてどちらがいいのかというような考え方の中で、今回、意見書はこの後になりますけれども、あの意見書の形になったと。そういう形の審議をしたということでございます。

13番（沢登英信君） 終わります。

議長（小泉孝敬君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） これをもって産業厚生委員長に対する質疑を終わります。御苦労さまです。

次に、総務文教委員長、滝内久生君の報告を求めます。

7番 滝内久生君。

〔総務文教委員長 滝内久生君登壇〕

総務文教委員長（滝内久生君） 総務文教委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1. 議案の名称。

1) 議第71号 第5次下田市総合計画基本構想について。

- 2) 議第72号 下田市民文化会館指定管理者の指定について。
- 3) 議第73号 下田市民スポーツセンター指定管理者の指定について。
- 4) 議第77号 下田市立公民館設置管理条例の一部を改正する条例の制定について。
- 5) 議第81号 令和2年度下田市一般会計補正予算(第10号)(本委員会付託事項)。
- 6) 議第82号 令和2年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)(人件費)。
- 7) 議第83号 令和2年度下田市介護保険特別会計補正予算(第3号)(人件費)。

## 2. 審査の経過。

12月8日、9日、11日、15日の4日間、第1委員会室及び中会議室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より、鈴木生涯学習課長、平井統合政策課長、日吉総務課長、土屋防災安全課長、佐々木税務課長、須田福祉事務所長、鈴木会計管理者兼出納室長、糸賀学校教育課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。併せて、関係議案に関わる現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

## 3. 決定及びその理由。

- 1) 議第71号 第5次下田市総合計画基本構想について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 2) 議第72号 下田市民文化会館指定管理者の指定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 3) 議第73号 下田市民スポーツセンター指定管理者の指定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 4) 議第77号 下田市立公民館設置管理条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 5) 議第81号 令和2年度下田市一般会計補正予算(第10号)(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第82号 令和2年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第83号 令和2年度下田市介護保険特別会計補正予算(第3号)(人件費)

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上です。

議長(小泉孝敬君) ただいまの総務文教委員長の報告に対し質疑を許します。

10番 橋本智洋君。

10番(橋本智洋君) 私が先日、議案審議のときにお話ししました振興公社の情報公開について、やはり閲覧対象者が評議員のみということで、理事会議事録、評議員会議事録、会計帳簿、こちらのほうが評議員のみの閲覧対象者となっているということで、情報公開に関して、今後規定、これが変更ができるということで、この協定書にはそのような形でうたってあります。その辺の議論等、意見等は出ましたでしょうか。

議長(小泉孝敬君) 委員長。

〔総務文教委員長 滝内久生君登壇〕

総務文教委員長(滝内久生君) 委員から御意見が出まして、橋本議員の本会議での質問、その上で質疑がありまして、情報公開、当局からは協議できるとしているということですが、現況、評議員のみとしているので、今後、検討していくということの答弁をいただきました。

以上です。

議長(小泉孝敬君) 10番 橋本智洋君。

10番(橋本智洋君) ありがとうございます。

以上です。

議長(小泉孝敬君) よろしいですか。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(小泉孝敬君) これをもって総務文教委員長に対する質疑を終わります。御苦労さまでした。

次に、議第71号 第5次下田市総合計画基本構想についてに対して、沢登英信君外1名から、お手元に配付しました修正案が提出されました。

提出者の説明を求めます。

13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

13番（沢登英信君） 発議者は、私、沢登と進士濱美議員でございますが、私のほうから説明をさせていただきたいと思います。

令和2年12月15日。

下田市議会議長、小泉孝敬様。

発議者、下田市議会議員、沢登英信。発議者、下田市議会議員、進士濱美。

議第71号 第5次下田市総合計画基本構想についてに対する修正動議。

上記の修正案を地方自治法第115条の3及び下田市議会会議規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて提出をいたします。

はぐっていただきまして、議第71号 第5次下田市総合計画基本構想についてに対する修正案でございますが、続きまして、令和2年12月下田市議会定例会の議第71号 第5次下田市総合計画基本構想についてに対する修正案の説明資料というもう一つのつづりがあるかと思いますが、こちらで説明をさせていただきますので、そちらをお取りいただきたいと思っております。

ページをはぐっていただきますと、2ページに、第2章まちの将来像というところをはぐっていただきたいと思いますが、視点3ということで、地域の絆の強化という視点がございまして。ここにアンダーラインというか、棒線が引いてございますように、再生可能エネルギーの活用によります地産地消を展開し、農林水産業及び観光業などの産業推進をしますと、こういう一文を付け加えていただきたいと思うものでございます。

ITによります大浦の樋村医院の跡地にそういう施設を1億5,500万円も使って造るということで、そういう対応はしているようでございますが、今御案内のように洋上風力であるとか、請願が出ました加増野地区、あるいは大沢地区の太陽光等々含めまして、再生可能エネルギーが大変重視を政府もしているところでございますが、これらの事態は過疎地域に開発をして、資本投下して、利益を上げるためだけの開発になっているので、大変な公害を引き起こす、こういう事態になっていようかと思うわけですが、やはり再生可能エネルギーが今後の10年間の中心的なむしろ課題になっていくだろうと。ガソリン車はほとんど電気自動

車に代わっていくという様相が今日見えていようかと思うわけです。こういう状態のために、自らのエネルギーを地元で生産し、地元で消費をすると。このことによって地域の産業の基盤を確立し、産業を興していくと、こういう観点がぜひとも必要ではないかと思うわけでございます。

ところが、この総合計画のまちの将来像の中にそういう観点が残念ながら全く欠けているのではないかと、こういう思いでこの一文をここに付け加えていただいたものでございます。公営企業としまして、御案内のように水道事業は下田市でやっております。しかし、鉱山の開発等々と連動しました温泉は、株式会社で開発をしている。河津につきましては、河津町が温泉の権利を持って、公営企業として開発をしていると。そういう状態の中では、やがてやはりエネルギー公社とありますが、ある場合には下田市に観光立市の観光交流課がありますように、再生可能エネルギー課というようなものが、この下田市内の中に設けられるかもしれないと、こういう想定を含めた第三セクター等々含めましたエネルギー開発という展望が、自然エネルギー、地産地消によるエネルギー開発という展望がぜひとも必要だということで、ここに付け加えさせていただいたものでございます。

議員各位の皆さんのぜひとも御理解と御賛同をいただきたいと思うものでございます。

なお、3ページ、4ページをはぐっていただきたいと思いますが、まちづくりの柱という第5章の項目がございます。その中で、人が集い、活力のあるまちという、先ほどの将来像の視点を展開しているところでございますが、その中に、先ほどの理由で、地産地消によります再生可能エネルギー事業の推進という一文を、アンダーラインがありますように付け加えていただきたいと思うものでございます。

さらに、まちづくりの柱としまして、安全・安心なまちと、こういうまちということを考えますと、自然災害の脅威、あるいは単なる事故に備えということではなく、今日まさに原発の過酷事故に備えるということが大変必要になってきてまいろうかと思うわけであります。静岡県内には御案内のように中部電力の浜岡原発がございます。まさに東海地震の震源地の真上にこの原発は建てられていると言われているわけでございます。一たび過酷事故が起きますと、まさにこの伊豆半島に住んでいられなくなる事態になるわけでございます。自然災害の場合は大変な被害を経済にももたらしますが、この地に住んでいられなくなるというようないい事態は起きないわけでございます。しかし、原発の過酷事故は、この地に住んでいられないという非常事態をもたらす危険性が十分にあると、こう考えなければならないと思うわけでございます。そうしますと、やはりこの10年間の計画の中には、原発の過酷事故

という、これに対処できるような条文をここに私は入れていく必要があるかと思うわけ  
でございます。

2011年3月11日に、皆さん、御案内のように、福島、東電第一原発が大変な地震災害、津波の影響を受けて過酷事故を起こしました。このときどんな事態が起きたか。850キロも離れていると言われております、この天城や伊東におきまして、お茶の葉を摘まないでほしい、製品にしないでほしい。あるいはシイタケを出荷しないでほしい、こういう要請が県から出されてまいったのではないのでしょうか。あるいは農業協同組合からもそのような指示があったかと記憶をしているところでございます。今なお飯館村等を挙げてみましても、ふるさとに帰ることができないという事態となっているのではないかと思います。今の県の防災計画ですと、浜岡から30キロ圏内以外は放射能が降ってこないんだと、こういう想定になっているわけですが、こんな想定が現実的な想定でないことは明らかだと思います。福島第一原発のこの事故でさえ、伊豆半島、天城にその影響をもたらしているという事実をしっかりと認識する必要があるかと思えます。駿河湾を西風が吹いてまいりますと、遮るものは何もない、70から75キロ圏の伊豆半島はまさに浜岡原発の放射能の被害を避けることができないという事態を想定をしなければならないのではないかと私は思うわけであります。

ちなみに、進士濱美議員も指摘しておりましたが、この2011年3月11日の事故のとき、米軍はここから80キロ圏内の米兵やその家族を全部避難をさせたということを指摘をしているところでございます。県の計画によりますと、島田市民の皆さんが、この伊豆半島、下田に避難地として避難をしてくと、こういう計画にもなっているわけですが、過酷事故を起こしましたときに、本当に島田市民の皆さんを迎え入れることができるのか。あるいは下田市民はどこに逃げたらいいのかと、こういうことさえ疑問に思っていなければならない、そういう指摘や検討が全くこの総合計画の中で検討されていないということは残念だと指摘をせざるを得ないと思えますし、原発の過酷事故と、この問題を総合計画の中で文案としてもきっちり明記をしていただきたいと思うものでございます。

以上、総合計画は大変必要な計画ではございますが、不備な点を補充をするという意味で提案をさせていただくものでございます。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 提出者の説明は終わりましたので、これより修正案に対する質疑を許します。

1番 江田邦明君。

1 番（江田邦明君） 総合計画全体の中でのこの修正案の位置づけと、あと個別のこの記載内容について質問させていただきたいと思います。

まず、総合計画におきましては、基本構想、基本計画、実施計画ということでピラミッド型の計画で、それぞれ10年間で計画を進めていくということになっております。今回、修正案で出されました視点3にあります、再生可能エネルギーの活用による地産地消を展開し、農林水産業及び観光業などの産業推進。また、3ページ、4ページにございます、原発の過酷事故、この部分については、それぞれ基本計画の中でどのような記載がされていて、もしされていないようであれば、提案者はこの基本計画の変更も含めて、今後修正をかけていくという意向があるか、1点目、お尋ねしたいと思います。

次に2点目、個別の事項になりますが、視点3の中で再生可能エネルギーの活用等々を持ってきた部分についてでございます。視点が1から2、3、4とある中で、どちらかといいますと再生可能エネルギー活用による地産地消というものは、視点1の新たな社会環境への対応かと私は考えますが、その部分でなぜ3に持ってきたかというところを質問させていただきたいと思います。

同じく、この再生可能エネルギーの関係でございますが、文章の表現といたしまして、再生可能エネルギーの活用による地産地消を展開し、なぜ農林水産業と観光業の2つの産業の推進につながるかという考え方についてです。ほかにも建設業であったり運輸業、それぞれ特に再生可能エネルギーになりますと、電力業とか、そういった部分にもつながっていくと思いますが、なぜこの2つの産業に特化したか、お尋ねしたいと思います。

以上3点、お願いいたします。

議長（小泉孝敬君） 提出者。

〔13番 沢登英信君登壇〕

13番（沢登英信君） お答えをしないと。

この議会で御案内のように、この議決する場所というのは、総合構想のところでございます。これに基づいて、基本計画が5年ほどの計画が前期、後期に分かれて策定をされ、そして、さらにそれに基づいて実施計画がなされると。実施計画までつくって実施していくんだと、こういう段取りに、フローというんでしょうか、流れになっていようかと思います。

確かにそういう意味では、基本計画のところまで触れて具体化していくという課題も必要かと思いますが、議会で議論をされておりますところは構想の段階だという、こういうこともございますし、全てを提案の2人の議員だけで全部理解といいますか、展開ができかねる

という、力不足のところもありまして、議会で議論されている総合構想のところの提案にとどめさせていただいているという形になっております。

それから、何で地域の絆の強化のところに入れたのかということですが、この計画の中の一番の指摘したいところは、残念ながら、この産業政策がきちり明記されていないと、こういう指摘を前提としてしなければならないと思うわけです。下田市の産業政策を考えると、その根本はどこにあるかというと、ITもそうかもしれませんが、私はITよりも、むしろこのエネルギー問題ではないかと、地産地消のエネルギーを市民のために活用することができるかどうかと、こういうところにポイントがあるのではないかと考えているわけです。

現に先進地と言われております小田原市のほうで、市のほうが呼びかけて、企業の方や個人の方が既にそういう事業を展開しているという報告がなされております。その報告の中の1つは、この農業をやっている人が、農地で太陽光のパネルを引いて、なおかつその下で農作物をつくっているというような、こういう形で進められている。ですから山間地の山林を伐採してというような形ではなくて、今利用している農地を利用して、太陽光と農業と両方を進めていると。そして農作業のための電気は太陽光を利用して農業を推進しているという、こういう先進事例もございますので、この観光地下田にとりましては、観光の発展のためにも農業、水産業、林業といいますか、第1次産業とこの観光業をどう結びつけていくのかということが大きな課題の1つではないかと、このように考えたわけでございます。

江田議員もそういう意味では公の施設等、あるいはそれ以外かもしれませんが、屋根の利用をして太陽光の推進をしたらどうかと御提案をされているところかと思いますが、そういう御提案も含めて当局に御検討を願いたいと、こういう思いであります。

御答弁として、そんなところで御答弁されたでしょうか。何か不足がありましたら再質問をいただきたいと思っております。

議長（小泉孝敬君） 1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） なぜ視点3にという御質問、私の本意といたしましては、どちらかというと、この視点3については共助の部分を今後しっかり築いて、地域コミュニティーといったものをという、このまちづくりの将来像かと思われま。あえて、この新たな社会環境への対応ですか、この社会環境の変化を力に変えていくことが必要、やはり再生可能エネルギー、地産地消の電力の地産地消というものは、新たな社会環境への対応ということで、今後、自動車、バス等、電気進む中で、新たな社会環境ではないのかなというところを踏まえ

て、提案者の趣意を確認させていただきたいと思います。

あと、こちら2ページ、4ページ、それぞれ現在、基本計画の中でどのように反映されていて、はたまたどのように反映されていないかという提案者の思いをお聞かせさせていただきたいと思います。

議長（小泉孝敬君） 提出者。

〔13番 沢登英信君登壇〕

13番（沢登英信君） はい、分かりました。すみません、御答弁、不十分で。

なぜ視点3のところに入れたのかと、1ではないかという御指摘で、どこに入れようかということと、これはむしろもう一項起こすべきではないかという、こういうことも進士濱美さんと議論をしてまいりました。しかし、そうしますと、市がつくっている構想に大きな変更を求めるといふことにもなりますので、地域の絆の強化に、単なる技術革新ではなくて、その技術をエネルギー開発という地産地消で、地元の人が市の援助や指導を受けて、地元企業や地域の市民が開発をしていく、協力していくという、こういう体制が必要ではないかという思いがありまして、この第3に入れました。現状の中では、下田市内におきましても不動産業者の方が外浦、あるいは市内の酒屋さんの方も吉佐美等で自分の土地に太陽光を設置して、発電事業をやっているという実態もないわけではない、小規模なものでございますけれども、そういう実態が既にあると、こういうことでございますので、市が指導することは必要ですけれども、地元の資本とどう結びついて、この事業を展開していくかという観点が必要ではないかと、このような思いで視点3のところに入れさせていただいたということでございます。

それからもう一つ、何でしたっけ。

1番（江田邦明君） 基本計画への反映。

13番（沢登英信君） 基本計画への反映ということでございますが、そういう意味では全くエネルギーはやっていないわけではなくて、補助の制度を自分のお宅の屋根に市民の方が設置するということになりますと、ちょっと金額はど忘れしましたけれども、30万円限度だったですかね、一定の補助制度を下田市は実施をしているわけですね、太陽光やその他のあれにつきましても。ですから、そういう意味では全くやっていないというわけではありませんが、主要なポイントとしてこれを押さえるという意味で総合計画に入れさせていただきたいと。そして、この総合政策の下に先進地の事例等も研究をしていただいて、下田市としてどういう方向づけが一番妥当なのかというような基本計画をつくっていただきたいと、こん

な思いでいるところでございます。

御質問に、どうぞ。

議長（小泉孝敬君） 1番 江田邦明君。3回目です。

1番（江田邦明君） 総合計画については、当局からも審議会の議事録であったり、基本計画の前期計画など、細かなピラミッド型の計画、一連性を持った提案をされてきましたので、提案者のほうからも、できればこの基本構想のまちの将来像以外にも具体的な基本計画の案とかがあればお尋ねしたいという意思で今回質問させていただきました。御答弁いただきましてありがとうございます。

終わります。

議長（小泉孝敬君） 提出者。

〔13番 沢登英信君登壇〕

13番（沢登英信君） ありがとうございます。一緒に勉強したいと思います。よろしくお願ひします。

議長（小泉孝敬君） 提出者に、質疑の途中ですがここで休憩したいと思います。

13時10分までここで休憩いたします。

午後 0時 6分休憩

午後 1時10分再開

議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

午前に引き続き、議第71号の質疑を続けます。

ほかに質疑のある方。

11番 進士為雄君。

11番（進士為雄君） ここで言う再生可能エネルギー事業の推進という言葉がありますが、再生可能エネルギーというのは具体的に何を指すというか、考えているのか、考えがありましたら、そのところを教えてほしいんですけども。

議長（小泉孝敬君） 提出者。

〔13番 沢登英信君登壇〕

13番（沢登英信君） 今、政府のほうで例の固定買取制度という形で、この再生可能エネルギーの推進を国も進めているところだと思いますが、一番そういう意味では太陽光の発

電がいろんな意味で進んでいるということは言えるんじゃないかと思います。この地域におきましては、御案内のように東伊豆町が3基の風力発電を町として事業展開したと、こういうこともございますので、当然、風力発電、太陽光、それから南伊豆町の梅本元町長さんは、地熱というんでしょうか、温泉熱等々も含めて検討をしていると。さらにバイオ等を含めた再生可能エネルギーもあろうかと思います。今、この町内の中で一番大きく、郊外等を含めて進められてまいっておりますのは、御案内のように太陽光によります発電であると、こういう具合に考えております。ですから、太陽光に絞ってどうかということではございませんで、表現としましては、再生可能エネルギーについてはいろいろございますので、研究をして、この地域に一番ふさわしいものといえますか、そういうものの形態が必要ではないかと、こういう具合に考えておきまして、具体的な基本計画や等々の展開までは至っておりませんので、表現としまして再生可能エネルギーの活用によるという、こういう表現にさせていただいたという次第でございます。

以上でございます。

議長（小泉孝敬君） 11番 進士為雄君。

11番（進士為雄君） 太陽光、風力というのはある面では政府も今、進めている話ですね。しかし、そこにはなかなか問題がある。今回出たような請願、どうしても大きなモジュールでやっていくとなれば、相当の面積が必要になってくる。そうすると山の開発とリンクしてくるわけですね。そういうものにも取れるようなものを総合計画の構想に入れるというのはいかがなものかなと。

私も要するに再生可能エネルギーを進めるといのは大事だろうと思いますけれども、この総合計画の中では、その土地の利用の中で、山の荒廃とか、いろんなことをうたっているんですね。それと要するに再生可能エネルギーというの、今の段階では要するにそれを満足できるようなものにはなっていない。いわゆる先ほどちょっと言いましたけれども、研究とかというお話の段階ですね。やはりこの下田市の面積の多くを占める山の中で、今動き出している森林税というの、ある面では人工林にスポットを当てた、いわゆる戦後、国策としてやってきたヒノキ、スギですか、ああいうものがもう伐採時期になってきたり、放置されているというものを何とかしたいということがあって、ああいうものになるんですが、しかし、その山、7割占める多くは天然林なんですね。この天然林の要するに木の利用というものを、エネルギー利用とか木の利用、そういうものをどうするかというのは、まだまだ技術的には確立されていないと私は思っているんです。そういうものを逆に総合計画の構想

に具体的に書くということは、逆に言うと、太陽光という形のを要するに推進しているみたいに取りられても仕方がないというふうに思うんですね。

そういう面では、やはり再生可能エネルギーというやつを、まず調査研究なり、山の利用もどうするんだと、将来において、このまま放っておけるものではないんで、それは逆に言うと基本計画とか、総合計画の構想の中にはそのところはスポットを当ててあるわけですね、山の荒廃というのは、何とかしなきゃいけないということはやっているわけですから。逆に言うと、その手段の再生可能エネルギーは結構なんだけれども、利用がまだ確立されていないとなれば、基本計画の段階でそういうものの市民への理解とか、そういうものを具体的にやっていくとか、そういう言葉になるべきだろうというふうに思うんですね。ですからそういう面では構想のところに具体的に再生可能エネルギーとうたうということはどちらかというといかがかなと。

先ほど言いましたように、今、政府が進めているのは、どちらかという太陽エネルギーと風力みたいなのが主体にあって、確かに地熱とか何とか、ちらほら言っていますけれども、実はほとんど動いていないわけですね。そうなってくると、ここでうたうということは、イコール太陽エネルギーだったり、風力による、要するに今、例えば海上の風力発電なんかもちらっと出ましたよね。ああいうものに対しては下田市としてはノーという態度を取っているわけですね。そういうことからすると、ここにうたうべきものではないだろうなというふうに思うんですが、その辺はどういう認識を持っているか、お願いします。

議長（小泉孝敬君） 提出者。

〔 13番 沢登英信君登壇 〕

13番（沢登英信君） 山林を抜開し、根まで取ってしまって、太陽光の発電施設に替えていくというのは大反対でございます。そういう提案をしているものではございません。ですから、小田原市の例で挙げましたように、農地において太陽光と農業が共生をしているといいますが、そういう形で進められていると。そして下田市におきましても、子育て支援センターの屋根の上には、御案内のように太陽光の設置がされております。もう既に10年近くたっていようかと思うんですけども、それなりに子育て支援センターにおける電気は、太陽光で発電したものを使って、余ったものを東電に売却をすると、こういう形態になっております。ところが、大きな資本が過疎の地域を利益を上げるために森林を抜開して、そこに設置をしていくという、こういう開発の在り方はチェックをしていかなきゃならないと。ですから御案内のように、自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条

例という条例を、私はずっとつくれ、つくれと言って、指摘をしまいいまして、30年10月ですか、施行されるという形になっているわけです。ですから、進士議員が御指摘いただくような形で、この開発、自然エネルギーを進めろというようなことを主張しているわけではございませんで、地元の資本で、地元の人たちが、自らの生活を成り立たせていくための地産地消の展開で、このエネルギー生産をし、それを消費すると、つくったものを自分たちで使うと、こういうことが必要だろうという具合に、問題を提起させていただいているものでございます。

既に大正時代の私どもの先輩は、この河津川発電に見ますように、水力事業を電気の発電にして、下田に初めて電気が来たと、こういう歴史もあるかと思いますが、それぞれの技術は私はそれなりにも確立してきてまいっているという具合に思います。その技術のうちの、どれをどういう形で下田市に当てはめるかというところがまだ不十分であると、こういう具合に思うわけです。ですからそこでの研究が必要であると。御案内のように、伊豆半島沖の洋上風力等は御案内のように、私含めて大反対でございます。そうでない資本の暴利による自然破壊でない町の経営を持続的に成り立たせていく再生可能エネルギーの利用というのはあるのではないかと、それが主流になってくると、こういう認識でございます。

議長（小泉孝敬君） 11番 進士為雄君。3回目です。

11番（進士為雄君） 言わんとすることは同じなんですよ。ただ、今言う技術が確立されていないということは事実なんですよ。要するに、例えば木質のバイオマス発電やっている小山町を見ると、まだまだ供給できるようなものではないんですよ。実際はやはり、もう山が現実には悲鳴を上げているじゃないですか。この要するにちょっとした大雨で、別に山を要するに開発しなくても赤水が出てきているんですよ。木の下はもう石ころだらけ、そんな状態になっていて、もう山が悲鳴上げているというのはもう目に見えて、何かというと、昭和40年以前は炭焼きとして、要するに人間が中に入って、生態系の中の一員として一緒に生活してきたのが、いわゆる石油のエネルギーのほうに行ったわけですけども、実はその太陽光というのを地産地消、本当にやるとなれば、やはりでかくなるんですよ、物は。一軒の家の屋根だけで地産地消なんかあり得ないし、また、農業と言ったら、農業自体の、基盤自体の農業の振興自体すらが、今、細々となっているわけじゃないですか。そうすると農業とコラボするということは、まず農業をやる人間、いわゆる農地のほうを振興する者がまだ満足にできていないのに、いきなり再生可能エネルギーというのは、あまりにも構想の中に具体的にうたう話ではないというふうに思うんですね。

考え方は同じだと思うんで、ただ、表現の仕方が、かなり構想のところに入れてくると、そういう、まだ市民の中にも再生可能エネルギー、いわゆる山の木々のエネルギー化なんていうのは、まだ、そう知識を持っている方は少ないと思うんですね。そういう意味からしたら、下田市は山に対して規制をしたわけで、山の要するに地主さんからすれば、俺の土地を要するに勝手に規制して、下の連中は好き勝手なことやってるように思われるわけですよ。そうなってくると、やはり山の利用というものを真剣に考えるべき。それはいわゆる構想の中にはうたっているんですよ、いろんな部分部分に。例えば生態系だとか、そういうことの維持だとか、山の荒廃だったりとか、土地利用とか、いろんなところに書いてあります。だから逆に言うと、こういう具体的なやつはまだ研究の段階だとか、市民の理解を得る段階ということになれば、当然、構想ではなくて、基本計画で当然うたっていくべきだろうというふうに思います。

基本計画、私もあまりしつこく読んでないんで申し訳ないんですけども、この間、質問の中に、基本計画はこれだけ時代が一年一年変わっていくんだから、5年スパンなんて考えない、もっと自由度持って考えていったほうがいいんじゃないかという指摘もさせてもらったんですけどもね。そういう面では、まずは再生可能エネルギーというものの市民の理解を得ないと、事業として、例えば市が発電所を持つというようなことをやったときに、赤字になったら、そんなもの駄目だというような言い方をする方も出てくるんだろうけれども、実は黒字でできるんだったら民間がやるわけですよ。でも、山の要するに荒廃とか何かを止めるためとか、災害のために山の力を生かすんだということであれば、ある程度、税金をつぎ込んだって私はいいと思っているんです。そういうことを考えていきますと、そういうものを理解する市民を増やさないと、赤字の施設を造って、何だこりゃという話になるわけですよ。そういう面からすると、そういう1つの段階ですから、ここの要するに、もちろん構想に書く段階のものじゃないと、こういう具体的なものはね。基本計画にきっちりとうたっていただいて、いわゆる調査研究なり、市民の理解を得るような、要するに山の問題をやるべきということは私も理解しますけれども、そういう面では太陽エネルギーの今の請願にあるようなものと整合性が、間違えられるような構想の段階に載っけるべきではないというふうには、私個人として意見は持っています。その中で今、質問させていただきました。

以上でございます。

議長（小泉孝敬君） 答弁はよろしいですね。

13番（沢登英信君） 答弁はしましょう。答弁をぜひさせてください。

議長（小泉孝敬君） 提出者。

〔 13番 沢登英信君登壇 〕

13番（沢登英信君） 御案内のように、総合計画は10年先を見通した基本的な柱を立てようということでございます。それから基本計画は5年ごと、後期と前期に分けて、さらにそれに基づいて実施計画をつくるということでございますので、私は申し上げますように、基本計画まで至らないけれども、10年先の展望として、この問題は大切ですと、こういう指摘をさせていただいておりますので、基本計画がなければ基本構想がないんだと。実施計画がなければ構想はないんだと、こういうものとは違うんじゃないかと思うわけです。それは実施計画と基本構想が行ったり来たりして、議論をして、いいものにつくり上げていくということは、そのとおりかと思えますけれども、まずそういう意味では、どういう展望が持てるのかという意味では、この構想の中に再生可能エネルギーの活用等をうたうということは、私は大変必要なことではないかと思えます。将来の技術であって、現実的なものじゃないというようなことは、実態にはそれぞれの場面で違う面があるかもしれませんが、先日も、今日も市内を電気自動車といいますか、エコカーというんでしょうか、それが走っているという現実で、県自身もそういうものを進めようという形で、まちの中でもそういうものが見られるという現状になっていきますので、必ずしも先の先の状態ではないと。やはり再生可能エネルギーの活用による地産地消を展開し、農林水産業を推進する必要があると。この事業の展開がむしろ森林の乱開発を食い止めていくと、こういうものにもなるようなものにしていききたいと、しなきゃならないと、こういう具合に考えているところでございます。

以上です。

議長（小泉孝敬君） ほかに。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

議長（小泉孝敬君） これをもって修正案に対する質疑を終わります。御苦労さまでした。自席へお戻りください。

次に、議第81号 令和2年度下田市一般会計補正予算（第10号）に対して、沢登英信君外2名から、お手元に配付しました修正案が提出されました。

提出者の説明を求めます。

13番 沢登英信君。

〔 13番 沢登英信君登壇 〕

13番（沢登英信君） それでは、議第81号 令和2年度下田市一般会計補正予算（第10号）

に対する修正動議をさせていただきたいと思います。

発議者は、私、下田市議会議員、沢登英信。同、進士濱美。同、佐々木清和でございます。

上記の修正案を地方自治法第115条の3及び下田市議会会議規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて提出をするものでございます。

お手元の資料を1枚はぐっていただきたいと思いますが、1ページでございますが、議第81号 令和2年度下田市一般会計補正予算（第10号）に対する修正案。

議第81号 令和2年度下田市一般会計補正予算（第10号）の一部を次のとおり修正をするということでございます。

第2条中「第2表 債務負担行為補正 1追加」を次のように改めるものでございます。

当初の当局の説明資料の8ページを参照に開いていただければと思います。その中のちょうど真ん中ほどにございます敷根公園指定管理料、令和2年度から令和7年度までの事業予定額を4億4,694万9,000円というこの5年間の事業予定額を1億292万8,000円に改めるというものでございます。

そして、次の次の下田市民スポーツセンター指定管理料、令和2年度から7年度までの1億1,883万円の範囲で云々という、この金額を2,346万6,000円に訂正を願うものでございます。

また、市民文化会館指定管理料を令和2年度から7年度でございますが、これを4億2,910万2,000円を1億8,565万5,000円に訂正を願おうというものでございます。

そして、今述べました敷根公園、スポーツセンター、市民文化会館の契約額に含まれておりました人件費分をまとめて、一番下の欄の公益財団法人下田市振興公社人件費補助金として、令和2年度から7年度まで、公益財団法人下田市振興公社の事業の推進のため6億7,488万5,000円の範囲内で補助する旨の契約を令和2年度において締結し、令和3年度以降において、この補助金を交付をするという、こういう内容に訂正をしたいという提案でございます。

続きまして、令和2年度12月下田市議会定例会の修正案の説明資料のほうをはぐっていただきたいと思います。

そこの一覧表に書いてありますように、先ほど説明した内容がここで詳しく表記をされていることですので、御覧いただきたいと思います。

さて、どういう訳でこのような提案をするのかということでございますが、市当局は、この12月の本定例会におきまして、議第81号、8ページにおきまして「第2表 債務負担行為

補正 1 追加」ということで、公益財団法人下田市振興公社と下田市民文化会館、議第72号であります。また、下田市民スポーツセンター、議第73号、敷根公園は議第74号の管理について、その更新期を迎え、公募によらない指定管理を結んで、支払わなくてもよい消費税を年間約1,100万円、5年間で5,500万円も支払おうという内容となっているわけでございます。どうしてこんなことになるのか、大きな疑問を持つもので、修正提案をしているところでございます。

公益財団法人下田市振興公社は、定款第3条のこの目的では、この法人は地域固有の文化、歴史、自然を生かした国際交流、環境美化、健康づくり等を行うことにより、市民が豊かな生活体験ができるようまちづくりの推進を図るとともに、市が設立する公の施設などの効率的な管理運営を行い、もって福祉の増進に寄与することを目的とすると、こういう具合に定められている法人でございます。基本財産1億円、運営財産1,000万円、下田市が出捐し、下田市が設立した法人であります。つまり市の公の施設の管理を通じて、その利用を促進し、文化、芸術、スポーツ、産業など、下田市の振興を図るための団体公社であるというわけでございます。したがって、都市公園や下田駅前広場、健康休養林爪木崎自然公園、あずさ山の家までも管理委託をされておりました。

地方自治法が改正され、地方自治法第244条の2で指定管理制度が導入がされたわけでございます。これは平成15年9月施行ですが、下田市では平成18年度からこの制度が導入されたと記憶しているところでございます。これは以前は公の施設は市の直営であるか、公社等でなければ公の施設は運営できないという地方自治法の定めになっていたものを、指定管理制度は民間のノウハウを導入することで株式会社でも参入できるということになったわけでございます。平成18年度から山の家は、株式会社栄協メンテナンスが指定されました。農村体験施設あずさ山の家は、自炊食堂が焼き肉店に替えられるというようなことが起きました。文化会館の施設やスポーツセンター、敷根公園がこのような運営がされていいはずがありません。この3つの施設が下田市振興公社に指定されることは妥当なことであると思いません。

しかし、令和3年度、下田市民文化会館8,431万3,000円、下田市民スポーツセンター2,388万1,000円、敷根公園8,786万9,000円、計1億9,606万3,000円の指定管理料で運営させるということについては、先ほどから言っているように、私は問題があると思うわけでありませぬ。

市民文化会館、スポーツセンター、敷根運動公園も管理だけしていればいいという施設で

はございません。むしろ自主事業や文化事業にこそ重点が置かれるべき施設であります。市民や職員の努力によって、市民文化会館の名誉館長に世界的な指揮者と言われている山田和樹さんに就任をしていただいております。また、高校生の女子バレー42チームが指導を受けにスポーツセンターに訪問しているなどの成果を上げてまいっているわけでございます。文化、芸術、スポーツをはじめ、観光振興、イベントを成功させるには、指導者になる人が大切でございます。このような職員を確保するために、公社職員の人件費を下田市が負担することが必要であると思っております。

つまり、地方自治法第232条の2、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては寄附または補助をすることができるの規定に従って措置すべきであります。そのようにすれば、指定管理したとき、二重に人件費を払う必要がありませんので、狭義の物件費だけを指定管理料とすればよいこととなります。このことにより公社職員の給与や人件費が安定をして各職場の連携も進めやすく、職務に励みやすくなってまいります。また結果として、年間1,100万円もの消費税を支払う必要がなくなり、市民サービスの財源とすることができるわけでございます。

消費税分を支払うお金は市が支出しますが、実際申告をして支払うのは納税義務者であります下田市振興公社でございます。公社は補助金交付のほうが運営しやすいと、こう言っているわけでありまして。何ら下田市当局は心配することなく、補助金で支出をすべきでございます。

指定管理制度の適用では、利用料金制を今日採用しております。収益を上げる努力が求められると思っております。しかし、収益の上げようのない施設においては、収益にこだわりますと趣旨が変わってしまう、そういうことになってまいります。そのような施設は利用料金制を導入すべきでないモデルケースでも指導されているところでございます。したがって、下田市民文化会館、下田市民スポーツセンター、敷根公園とも収益を上げることを主目的とした施設ではありませんので、利用料金制度を改めるべきと私は考えるものでございます。市当局の真摯な見直しのための検討をお願いいたします。この点は若干外れるかもしれませんが、消費税の範囲内の制度でございますので、改めて指摘をさせていただきます。

私が提案しておりますこの修正案では、下田市が負担すべき総額の変更はございません。私は、万が一にもあり得ないと思っておりますが、市当局が言うように消費税を支払うようなことになりましても、その財源は下田市振興公社に支払われておりますので、納税には応じられるということになるわけでございます。公社への支出の仕方を補助金と指定管理料に分けて

支払えば、市も公社も何も困らず対応できるのですから、この修正案をぜひお認めいただきたいと思うものでございます。議論より実行こそ明確な結果を生み出すことができると思います。

前総務課長は、佐野公認会計士と話し合い、補助金で支出できますが、指定管理の更新時にやるのが一番よろしいでしょうと、こういう具合に言っていたところではないかと思いません。現課長は、静岡県版の指定管理制度Q & A（2009年3月）、これを恐らく引用していたんではないかと思いますが、ページ68ページには、指定管理者に対する委託料は消費税が課税されるかと、こういう質問に対しまして、次のように答えが書いてあるわけでございます。指定管理制度は、税法上、地方公共団体が指定管理者からサービスの提供を受けて、その対価を支払うという関係にあるとみなされ、消費税の課税対象である資産の譲渡等に該当するものと解されると。指定管理者は事業者が事業としてサービスを提供し、地方公共団体はそのサービスの提供を受けて対価を支払っているのであって、労働の対価として指定管理者が管理する施設の従業員に給料や賃金を支払っているわけだから、指定管理料の全額が消費税の課税対象になると解されると、こう記載されているわけでございます。

この文章の内容を、この文章のまま理解できる方はそんなにいらっしゃるんじゃないかなと、こう思うわけでございます。なぜなら担当の総務課長さえ、私に言わせれば間違った解釈をしているからでございます。その前提としまして、消費税法上、賃金や給与は非課税という規定がございます。これが誤解されやすいのであります。契約された中の賃金や給与は物件費とみなされ、非課税ではないということがこの条文に書いてあるわけでございます。公社が公社職員に賃金、給与を支払うときは非課税でございますけれども、指定管理料として定められた全額が課税対象になるんだということになります。したがって、人件費分を補助金で出せば、それは契約ではございませんので、そこに書かれた金額、先ほど提案しております金額そのものが課税対象で、人件費は課税対象にならないと、不課税だということになるわけでございます。

消費税は、さて皆さん、平成元年度に施行されました。市民文化会館も平成元年度に建設されました。しかし平成4年度までは市の直営でしたから、消費税は課税されませんでした。平成5年度から下田市振興公社が設立され、公社に運営委託されることになりました。当時は委託契約でしたが、人件費も含まれた請負契約の形を取っておりましたので、消費税は平成9年から3%から5%に上げられたと思いますが、ですから当時は3%から5%の税率で課税をされていたわけでございます。かれこれ5%のときは800万円程度の消費税を払って

いたという記憶がございます。

私は平成8年度から平成12年度まで、市の職員として市民文化会館館長兼公社の事務局長の2つの職を担ってまいりました。効率的な運営の面から、市の直営であれば消費税は非課税なのに、公社ならば800万円も払わなきゃなんないと、これはおかしいと、効率的な運営をしなければならない公社が消費税を払ってはいは、800万円もこの入場料で利益を上げるなんていうことは至難の業だと。こういふことで、公社の、ここに監査委員と書きましたけれども、監事でございますので、これ、ちょっと訂正をしていただきたいと思いますが、公社の監事でありました、その当時、佐野靖晃公認会計士に相談をいたしまして、人件費を市の補助金で負担すれば消費税が課税対象から外されることになるという指導を受けたわけでございます。消費税の不課税であります。そして平成10年から平成17年度まで下田市振興公社の人件費は補助金で交付されてまいっております。平成18年度に指定管理制度が下田市で導入されましたとき、人件費を含めた契約、今日の指定管理料とした消費税を1,100万円も課税されることになるような形態にこのとき変えられたわけでございます。どうして変えられてしまったのか。これは農村体験施設山の家を公募による入札でやるんだということで、栄協メンテナンスと下田市振興公社が入札者として入札をするということになりました。そうしますと、人件費を補助金で出しております団体と、人件費を民間の方々には契約金額の中に含めて入札しなきゃならないと、こういう事情が出てきますので、公平に数字が比較をできないと。こういふことで、公社においても人件費を含めた数字をもって入札をすると、こういう形でなされてまいりました。これは公募による入札のときにこのような形の形式が1つのやり方として採用されるわけでございますが、公募によらない非公募の場合には、振興公社にやってもらうのが一番いいんだと、これは従前の委託したときと何ら変わらないわけでございますので、しかも赤字や等々が出た場合には、最終的なところで精算をするという制度を取っているわけでございます。指定管理の本来の公募による指定管理の中で精算をするなんていう仕組みはないわけです。ところが振興公社は精算をするという仕組みでやっているわけでございます。

そして毎年々9月議会になりますと経営状況報告書というのが議長に届けられて、皆さんのお手元に配られていようかと思えます。振興公社の経営状況報告書です。こんな経営状況の報告書は何で議会に出されるのかと。先ほど言いましたように、市と振興公社の特別な関係にあるからであります。まさに公社とは市の公の施設を管理運営し、下田市の振興を図るための組織で、下田市がつくった団体、法人でございます。したがって、赤字が出た場合に

は下田市が全面的に補償をするんだと、民間とは違う、こういう関係の団体でございます。そこに補助金を出して、振興公社の体制を整えていく、新たな事業展開をして、例えば従来あったように爪木崎の水仙花園も、下田公園も、市の職員と公社の職員が一体となって管理運営をして、下田市の振興のために頑張っていくという、こういう状況をつくり出していくべきだろうと私はかねがね主張をしているところでございます。

ぜひともそういう展望を開いていくためにも、この今日の5,500万円もの払わなくていい税金を5年間、国に払うんだということではなく、地方自治法第2条の14項で定められておりますように、最低の予算で最大の効果が発揮できるように執行しなければならないという、この地方自治法第2条第14項に違反をしているような運営の仕方は、ぜひとも改めなければならないと私は考えているものでございます。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 提出者の説明は終わりました。

これより修正案に対する質疑を許します。

1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） 今回の提案の中で、まず補助金の考え方について、2点目は人件費の考え方について御質問させていただきたいと思います。

今回の修正案では、当初、指定管理料に含まれていた人件費を補助金として支出することで、指定管理料の消費税を減らすという目的があるかと思えます。具体的には、敷根公園のこの指定管理料のところでも少し質問させていただきたいと思えます。当局提出の資料ですと84ページ、沢登議員から頂いた討論用資料ですと84ページ、同じページですね、すみません、を見ていただきたいと思います。令和3年度、まず当初、当局提案ですと、この8,786万9,000円のうち、消費税及び地方消費税の金額は798万8,090円。沢登議員から提出いただいた指定管理料のほうですと2,050万4,000円の指定管理料のうち、消費税及び地方消費税は186万4,000円という数字になるかと思われま。差引き612万4,090円を人件費として、これまでの指定管理料は消費税を加味した指定管理料ですので、国には納めなくてもいい額を人件費として補助金で出す。この補助金を出す金額をどのように配分していくか、また市の補助金の要綱であったり規則、何に基づいてこの補助金を出すか。実際に補助金が出た場合、この人件費は指定管理者のほうでどのように分配していくか、そういった計画について確認をさせていただきたいと思えます。

次に、指定管理料の中の人件費の考え方についてでございます。令和2年3月、静岡県経

営管理部行政経営課が作成した指定管理者制度の手続の資料に基づいて少し説明をさせていただきたいと思います。指定管理料、指定管理料の設定で、指定管理者が管理を行うために必要な経費はという部分の一部省略をして、県が支払う指定管理料を算出するため、人件費、備品購入費、光熱費云々ということで、こちらの指定管理制度の手引の中では、管理料に人件費を含めるというような記載がございます。この点について、公社の場合は特別だとか、そういうお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

以上、2点についてお願いをいたします。

議長（小泉孝敬君） 提出者。

〔13番 沢登英信君登壇〕

13番（沢登英信君） 恐れ入りますが、当局が提出されました資料の72、73、74、あれは74だったですかね、議第74号の敷根公園のその中に、この振興公社のほうが出してきた、これだけの費用がかかりますよという資料がそこについていようかと思えます。根本はその資料に基づいて、私はこの数字を計算をしております。したがって、敷根公園の管理費の中の人件費分が、その中に人件費ということが書いてあるかと思えますが、さらにこの法人管理というところの項目があるかと思えます。これは法人管理は振興公社の法人を成り立たせていくための職員は総務課に2人ですかね、それからあと物件費を計算したり、経理をしたりするわけですから、その中に物件費が当然含まれているわけですが、法人管理の中の人件費分だけを除いて、その数字を算出しております。

恐れ入りますが、配ったつもりですが、そこから抜き出した資料が皆さんのお手元に届いていないかもしれません。届いていなかったら、後ほどお分けしたいと思いますけれども、そういう形になっております。

したがって、公社がこれだけ必要ですよというはじき出してきた数字を基にこの数字をつくっているということを御理解いただきたいと思います。

そして、その中で、当初説明がありましたように、管理費や自主事業がございますが、それらの差引きをして、プラス・マイナス・ゼロになるために足りない部分を指定管理料として支出をするんだと、こういう仕組みで今、実施をしておりますので、その総額は当初、足りない分として当局が出してきた数字で、5年間で何億円とかという形の数字に、そこに訂正前の数字に、敷根で言えば4億4,694万9,000円かかるんだと。これを令和3年度から令和7年度までの資料が振興公社のほうから出されて、それを当議会に当局は提出しておりますので、繰り返しになりますけれども、その数字を使って5年間分を算出したものだと。そ

れの人件費分を4億4,694万9,000円から、マイナス1億29万2,800円をしますと、ここに3億4,400万円何がしか残るかと思いますが、それが5年間分の人件費分だということになります。そして3つの施設を指定管理委託しておりますので、3つの施設を合わせたものが一番最後の人件費補助として6億7,488万5,000円という数字になってまいるわけでございます。

したがって、6億7,488万5,000円をぜひとも補助金で、いわゆる負担金ですよ、負担金及び補助金という節は言うんだと思いますけれども、一般的には補助金、補助金と言っていますけれども、振興公社の活性化のために負担をするんだと、負担をしてあげるんだと、こういう理解をいただきたいと思うわけでございます。

それから次に、静岡県版のQ & Aで指定管理料の全額が消費税の課税対象になると解されると。これはどういうことが起きたかといいますと、具体例で言いますと、平成15年9月に指定管理のこの地方自治法が改正になったわけでありまして。そうしますと、今まで指定管理制度ではなくて、委託でやっていて、私が言うように人件費は補助金で、物件費のほうは委託料でやっているというところもあったわけです。下田と同じようにやっているところがあったわけです。ところがこの指定管理制度を実施するというので、先ほど言いましたように公募によらない指定管理をしているにもかかわらず、公募による指定と同じような形で、この契約を指定管理料を人件費を含めて出しちゃったところがあるわけです。そして人件費や賃金は本来非課税だから、指定管理料、そういう契約をしても、物件費の部分のところの消費税しか払わないというところが出てきてしまったわけです、誤解をして。それは間違いですよと言って、国税局のほうは税金払ってくださいよと、こういうことが起きたわけです。ですから、指定管理料として全体を人件費を含めて指定管理料を幾らとしますと、その総額に課税がされるんだということをこれは言っているわけです。しかし、公社が公社職員に賃金や給与として払う場合には、それは賃金、給与は非課税だから非課税ですよ。ですから委託契約をするというのは、その中で下田市が直接、公社の職員に給与、賃金を払うんじゃないから、全体のサービスの対価としてあるので、指定管理料の中に人件費を含めてしまうと、その人件費も含めて、その人件費は物件費とみなされて、総額に課税がされるんですよということをここは言っているんです。分かりやすく言うと、かえって分かりにくくなっちゃったかな。どう説明したらいいか、ちょっと悩んじゃいますけれども。

指定管理料の、ですからここで言っているのは、人件費を補助金で出してはいけないということを言っているわけではないんです。指定管理料の人件費分を指定管理料として、物件費と人件費を合わせて契約をしますと、その総額をもって消費税の対象になりますという

ことを言っているんです。そこを指定管理料の全額が消費税の課税対象となるので、指定管理料の物件費と人件費を分けて契約するというようなことはできませんという答弁を総務課長は私に一般質問の中でしているということなんです、自分の理解は。

補助金で出せるか出せないかは、先ほど言っていますように、地方自治法の232条の2だったですか、そこで寄附や補助金を出すことができるという規定があるわけですから、それを使ってやればよいということでございます。

ちょっと御理解いただけただけでしょうか。どうぞ遠慮なく御質問ください。

議長（小泉孝敬君） 1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） まず2点目に質問させていただいた件については、県のガイドライン等で、私の認識では、旧来の管理委託制度は今現在ないということで、直営でやるか、指定管理制度でやるかということで、指定管理制度の場合は役務の提供ということで、全ての金額が消費税対象かなという私は認識しております。沢登議員の説明は理解できました。

もう一点目、補助金の関係でございますが、少し仮の数字で言いますと、これまでの契約の全額の中の人件費を補助金で支給ということで、消費税額が減るというお話だったと思います。その消費税分も補助金に上乘せして指定管理者に補助するという御説明だったと思います。沢登議員から頂いた資料、令和3年度指定管理料の額という表の中で、本業務遂行のため補助金、令和3年度ですと6,736万5,000円を交付するということで、これ指定管理の業務を行うに当たっては、振興公社のほうでこれだけの金額が必要という、それは消費税、租税公課で国に対して支払う消費税の部分も含めて、この金額が必要だということに対して、プラスして補助金を支給するということなので、と私は考えますが、本来の指定管理業務以上の人件費を補助金で支給してしまうのではないかとこのところがございますが、そこはどのような立てつけになっているか、教えていただきたいと思います。

議長（小泉孝敬君） 質問者、ここでちょっと10分間休憩したいと思いますよろしいですか、15分まで。

2時15分まで休憩いたします。

午後 2時 5分休憩

午後 2時15分再開

議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開します。

質疑を続けます。

提出者。

〔 13番 沢登英信君登壇 〕

13番（沢登英信君） 恐れ入りますが、修正案の訂正を一部、皆さんにお願いをしたいと思えます。

第10号の1ページをはぐっていただきますと、そのページ数が6と振ってあると思えますが、これは8ページの間違いでございますので、6を8に直していただきたいと思えます。そして、この8ページは、このピンクの当局が出したこの8ページを訂正をするという内容になっておりますので、恐れ入りますが、6ページを8ページの8の間違いでございますので、8に訂正をお願いをしたいと思えます。

それから、3枚ほどはぐっていただきまして、議第81号の修正案の説明資料、文章にしたものがあるかと思えますが、その文章の2ページをはぐっていただきたいと思えます。現課長はという文章があるかと思えますが、その文章の一番下から2行目ですが、指定管理者が管理する施設の従業員に給料や賃金を払っているわけだからと書いてありますが、私の説明は、払っているわけでないことから、ちょっと県のQ & Aの条文を引き写すときに逆に文章が間違ってしまったので、「わけだから」のこの「だから」を消していただいて「賃金を支払っているわけでないことから」と訂正をお願いをしたいと思えます。

これは再度の説明になりますが、下田市が直接振興公社の職員の給料を払っているわけがないので、その給与分も含めて物件費とみなして、全体の額を請負金額として課税をするんですよと、こういうことを説明している文章の内容でございます。したがって、指定管理料の全額が消費税の課税対象になると解されるというのは、決して人件費分を補助金で出すことができないということをここで規定しているわけではございません。指定管理料の全体が、指定管理料と銘打った場合には、その全体が課税対象になるんですよ、こういうことを言っているところでございます。

訂正につきましては、すみません、よろしく申し上げます。以上でございます。

答弁があるんですね、例えば令和3年度の公園の管理でいきますと、その中に何でしたっけ、当然その消費税分が、数字は幾らでしたっけかな、500万円ぐらいの数字が出ていようかと思うんですけれども、そうすると、それは公社のほうにプラスでくれてあげるのかと、こういう意味合いだろうと思えます。私は、公社の職員が頑張っておりますし、市当局はこんなことはできないんだと言っているわけですから、納税義務者は振興公社でございますので、この消費税分はできれば振興公社にあげたいと、こういう具合に心から思っております。

しかし、今の仕組み上は精算をするということになっておりますので、精算を、要らない部分は市は引き揚げてしまうわけです、交付しないと、指定管理料の上限の数字を定めているという、こういうことになってまいりますので、恐らく市当局は、この払わなくていい消費税分を振興公社にあげるんじゃないじゃなくて、精算で、国に払わなくていいんですから、私の市の会計に下さいよと、こう言うんじゃないかという具合に思っております。どうするかは、そうなったときは当局がお決めになることだろうと思えますけれども、仕組み上は市がその払わなくていい部分を精算という形で処理ができるという形になろうかと思えます。

議長（小泉孝敬君） 1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） 補助金という市民の税金ということで、本来であれば補助金交付規則であったり、個別の要綱の中で各団体等に支出していくものかなと考えます。今回、沢登議員のほうから討論用資料で配られた84ページの記載ですと、本業務遂行のため、あくまで指定管理業を遂行するため補助金6,736万5,000円、この中にもともと敷根公園管理運営費計画表にはなかった人件費612万4,090円が入ることについて、もう少し根拠をいただきたいということで説明をさせていただきましたが、思いでという答弁をいただきましてありがとうございます。

以上で終わります。

議長（小泉孝敬君） 提出者。

〔13番 沢登英信君登壇〕

13番（沢登英信君） このいわゆる人件費補助は、一般的には今あります下田市の補助金規定の中には該当しないと思えます。この事業について補助をするのであって、その組織の人件費まで補助をするという仕組みは原則、地方自治法上の中にはないんだと考えていいと思えます。ただ、公社であるとか、特殊な、下田市と特別な関係にある団体については人件費補助ができるんだと、それが先ほど言いました、地方自治法の中の232の2だったですかね、規定の運用ができるんだと、こう解釈をすべきだと思います。したがって、これを実際に実施するときには、下田市としては要綱なり、いわゆる内規を使って、いわゆる一般的な補助金とは違う負担金と言ってもいいような、負担をしなければならない補助金だと、こういう規定をつくるべきだという具合に思っております。

そして、実際にやっております豊田市においても、そういう要綱をつくっております。それは職員の課長さん方が調査に行ったときに、そのひな形といいますか、豊田市でやっている、この公社等に対する補助金の内規を、要綱を持っているということですので、それは実

施段階になりましたら、そういうものは私はつくるべきだという具合に思います。しかし、それがなければ、この補助金交付ができないという、こういうものではないんじゃないかと思えます。

以上でございます。

議長（小泉孝敬君） ほかに質疑ありませんか。

6番 佐々木清和君。

6番（佐々木清和君） 6番、佐々木です。

議長（小泉孝敬君） 佐々木さん、提案者ですよ、これの。

6番（佐々木清和君） これ、提案になってる。

議長（小泉孝敬君） 提案者ですから。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） これをもって修正案に対する質疑を終わります。御苦労さまでした、自席へお戻りください。

以上で委員長報告と質疑及び修正案の説明と質疑を終わります。

次に、議第71号 第5次下田市総合計画基本構想について及びこれに対する修正案を一括して討論に付します。よろしいでしょうか。

まず原案に対する賛成意見の発言を許します。

12番 大川敏雄君。

〔12番 大川敏雄君登壇〕

12番（大川敏雄君） 私は議第71号 第5次下田市総合計画基本構想に賛成をする立場から意見を述べさせていただきます。

本議案は、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とする第5次下田市総合計画の基本構想を下田市議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定により議会の議決を求めているものであります。本計画は令和2年度、市長をはじめ19名の策定委員会及び17名で構成された庁内の会議において具体的な計画素案の検討を経て、附属機関の下田市総合計画審議会へ諮問し、6回にわたる審議を重ねるとともに、市民、中学生のアンケート調査、各種団体のインタビュー、高校生によるまちづくり会議の実施、市民説明会、市長と語る会、パブリックコメント等々、市民意見を反映して、令和2年11月13日、審議会の答申を受け、策定されたものと私は認識しております。

当市は振り返ってみますと、平成23年度から令和2年までの第4次下田市総合計画において、まちの将来像「自然と歴史を活かし、安らぎと活力のある美しいまち」と掲げて施策に取り組んできましたけれども、とりわけ平成23年の3月11日、東日本大震災の発生により本市を取り巻く社会経済環境は大変厳しいものとなりました。この10年間、人口減少と少子高齢化が一段と加速し、ついには平成29年4月1日、過疎地域自立促進特別措置法に基づく地域指定として指定されてしまいました。また、当市における最重要課題である新庁舎建設事業がいまだ進んでいないことは象徴的な例であります。私はこの10年間のまちづくりは厳しい評価を受けてもやむを得ないと言わざるを得ません。

第5次下田市総合計画において、まちの将来像を「時代の流れを力に つながる下田 新しい未来」と、それぞれの項目に今後どう取り組むかを明示し、なおかつ4つの視点からその必要性を掲げられており、まちの将来像のイメージが理解できますし、評価するものであります。

コロナ感染症が全国に急速に拡大している中、厳しい財政状況が想定され、財政計画を立てることが難しいことが理解できますが、実施計画策定段階で精度の高い財政見通しを作成し、健全な財政運営に努めていただくことを心からお願いします。

議決案件である基本構想は、下田市の速いスピードで少子高齢化が進行している現状や、環境問題、安全・安心意識の高まり、情報通信技術の進展、ライフスタイル等の多様化等々、時代の潮流、社会の環境の変化を踏まえ、この10年間、まちづくりの柱に、美しく生活しやすいまち、郷土への誇りと愛着を育むまち、人が集い、活力のあるまち、安全・安心なまちを掲げ、前期基本計画にその具体的な項目を明示して、まちづくりの柱を作成していただきました。

そこで本日、まず第1点目は、原案訂正がございました。当局から原案訂正がされました。そこで、この原案訂正は、安全・安心なまちの中に主な取組の方向性ということで、重要なことは事例に出してあります。そこに高齢者及び障害者（児）に対する福祉の充実ということを原案訂正で承認をするということが先ほど発表されました。これは私の委員会の審議で、子育てのほうはしっかり書いてあるけれども何ですと、老人や障害児には、この基本計画にきめ細かく書いてあるけれども、せめてこういうことも書くべきでなからうかと質問したら、案の定、簡単に乘ってきまして、この原案修正になったものです。よって、まず原案訂正はいいと、こういう判断をするものであります。

第2に、先ほど沢登議員からこの基本構想の修正案が出されました。そこで、私なりに、

今日提案されたものでございますので、私見を述べますと、まず第1に、まちの将来像、これについて、再生可能エネルギーの活用により地産地消を展開し、農林水産業及び観光などの産業推進を推進すると、こういう項目を新たにこの中に挿入せよと、こういう提案であります。ある意味では分かりますけれども、ここで目的は農林水産業及び観光業の産業推進だと。これは前段の再生エネルギーの活用だけではありません。種々いろんな政策から、観光業なり、あるいは農林水産業を推進するわけでありまして、私は先ほど進士為雄議員が、この構想の中に入れて、可否について述べましたが、なかなか進士為雄議員の趣旨も相入れて、特にここに掲載をする必要はなしと、こういう判断をしているものであります。

次に、次のページ、まちづくりの柱でございます。これについて地産地消による再生可能エネルギー事業の推進についてを追加せよと、こういうことでありますが、先ほど来からも議論がありますとおり、いわゆるこの中には、いわゆる自然を大事にしてやれというようなことだとか、また、このまちづくりの柱には、美しく生活しやすいまちづくりという項目もあります、ここでも自然環境をうたっております。そういう意味合いからするならば、ここにあえてこの事項を、今言った事項を入れる必要がないのではないかと、こういう判断をしています。

それから、安全・安心なまちと、これについて原発の過酷事故と、こういう文句を挿入せよということではありますが、原発の建設そのものについて、あるいはエネルギーの原発の必要性というものについては、これは様々、市民の中でも賛否両論があると思います。ただ、ここで言いますのは、いわゆる万が一の避難事故と、こういう点についての対応に記入をしないと、こういう案であります。そこで、先ほど30キロだとか、70キロの話が出ましたけれども、私はこの範囲でいいんじゃないだろうか。つまりは緊急防護措置を準備する区域は、原子力発電所よりおおむね半径30キロの範囲であると。さらには、この下田市は浜岡原子力発電所より約70キロの距離に位置していると、こういう意味で、その地点から原子力災害対策を重点的に実施すべき地域外とはなっているけれども、防災計画その他に詳細に対応し、十分こういう点に対する配慮も、あるいは注意深くやっていくというのも委員会で課長その他が答弁しておりました。それを了とするものです。したがって、ここで原発の過酷事故については、あえて構想に入れる必要がないと、こういうようなことで、当局のこの第5次下田市総合計画基本構想は、時代の変化に対応できる計画体系を構築しているものであると、こういう評価をして賛成するものであります。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 次に、原案と修正案の両方に反対意見の発言を許します。

〔「71号」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 71号、両方に反対ですよ、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 両方に反対意見はないものと認めます。

次に、修正案に対する賛成意見の発言を許します。

9番 進士濱美君。

〔9番 進士濱美君登壇〕

9番（進士濱美君） 第5次下田市総合計画基本構想案に対する、私の修正案、修正案に対する賛成意見、よろしいですね、修正案に対する賛成をさせていただきます。

第4次下田市総合計画、10年間で来年の3月で終了いたします。2011年、東日本大震災が発災した年からスタートしております。そのときにいた下田市の人口が2万5,500人、現在が約2万500人、5,000人という人口減になっております、この10年間。下田市で言えば1ブロック、一まち、いなくなったという10年間ございました。それも読ませていただきましたが、新たにそれらを踏まえた上で、今後10年間を下田市をどういう方向に向いて、みんなで協力し合い、下田市を継続していくのか、かつ豊かにしていくのかという総合計画であろうと思います。

そうした来る10年間につきまして、まず基本的な事項でございますが、まちを形づくる重要な事項としまして人口問題がございます。下田市の場合が2030年、1万6,000、2つの今、数字が出ておりますけれども、ほぼ、約ということ言いますと1万6,500人。現状からちょうど4,000人減っていくだろうという数字が出ております。これもまた一ブロック。過ぎようとしている10年、5,000人、これから来ようとしている10年でさらに4,000人、合計9,000人が減っていくという事態を迎えるわけでございます。

そうした中で、これは下田だけに当然限った問題ではございません。日本国全てにわたってこの問題が最前面に出ております。と同時に、先ほど来より1つの課題の1つとされておりますエネルギーの問題というのが前面に出てきているかと思えます。

私、そうした来る10年に向けて、下田市の方がどうやって暮らしていくんだと、どうやって教育を受けていくんだと、高齢者も大川さんが心配されたように、高齢者、これからどんどん増えます、子どもを含めて高齢者はどうやって10年間、20年間暮らしていくんだということを考えた場合に、それでは過去10年間の総合計画の検証というものがどうであったのか

という共通の出発点はどこにあるのでしょうか。私はまだその答えを聞いておりません。当局からも一切出ておりません。常識的な考えをするのであれば、10年間頑張ってきた行政、政治、それから住民の方の経済活動踏まえて現在がある次第でございますから、これをさらに向上する意味で10年間の計画を立てる、構想を立てることがごく普通の考え方であろうと思うんですが、その基盤となる検証が出ていない。その上でさらに、既にもう賛成意見も出ておりますけれども、どうやって構想をつくるんだと。海の上にビルディングでも建てるのかと、こういう憤慨した思いがしております。

それは一方、置きまして、下田市総合計画基本構想、読ませていただきました。もちろん、これ全てに反対するものではございませんし、大まかな下田のまちを皆さんでよくしていこうという言葉が盛られております、大賛成でございます。しかしながら、私も行政は、住民から付託されて税金を預かった行政母体でございます。かつそれらをしっかりとチェックしてほしいという制度の下に1億1,000万円の議会費を使っております。私もその1人で、こうしてしゃべらせていただいておりますが。それらを現実論を踏まえた中で読みますと、やはり苦情を言わざるを得ない。つまり苦情の多くが、地についていない、そして住民2万人がこれから10年間、どうやって暮らしていくんだという一番力強い生活の糧の上に立つてつくる10年間でどうするんだというサジェスションがない、柱がないということでございます。

前にも申し上げましたが、下田市は基幹産業として観光、これというのはほとんどの方は同意するんだろうと思うんですが、その50年にわたる基幹産業、下田市の基幹産業、50年が何を生んできたのか。1人当たり住民所得220万円、県下、下から4番目、その下が南伊豆町があります。そういうものを生んできた過去10年間であったんではないですか。さらにそれをまた起こそうとする経済的なパワーが入っていないということを申し上げたいんです。もちろん言葉の上では、暮らしやすい、美しいまちづくり、環境美化、こういったことはもろもろ入っております。しかしながら、やはり人が暮らしていくための一番の食いぶち、糧、これをどうするんだというものが一番、下田にとっての10年間の大きな大きな課題だと思います。

それにつきまして、先ほど来、それではどうするんだという発火点となるのは、かねてより私も申し上げている、エネルギーは国家なりという考え方。戦前まで、戦争が終結するまでは鉄は国家なりという建前の下に国はつくってきました。今はエネルギーが国家なりということで地球が動いております。ヨーロッパ、中国、見てください。中国は既に40万円の軽

自動車が半分以上走っております。フランスでも電気自動車、懸命にやっております。その中で先日発表したフランスのプジョーという自動車会社がございませぬけれども、これが発表した電気自動車が70万円、ホンダが出したフランス向け電気自動車、フィット、これが360万円、結果として70万円のプジョーが16万台売れました。ホンダが36台。これが電気云々、これに盛らなくてもいいという答えではないですか。

もう少し申し上げますと、電気エネルギーの発電コストが、原子力も含めて国内ではとやかく言われておりますけれども、新しいテクノロジーを使った石炭火力が1キロワットの生産コストが8円、これはインドネシアに売り込んで失敗され、頓挫しました、残念ながら。他の発電、石油発電等々、原子力も含めて、日本の場合は1キロワット当たりの生産コストが12円から14円です、現在、これを皆さん、使っているわけです。ヨーロッパの電気発電連盟が発表したデータによりますと、既に3円から4円なんですよ、エネルギーが、4倍も違います、日本のコストが。4倍コストが違うということは、もう皆さん、説明するまでもございませぬ。どれだけ競争力、テクノロジーを使っても勝てない。こんな状態の中でエネルギーは山を壊さない程度にやっていければいいんだというレベルの思いでいますと、気がついたときには、やはり下田は下田であったと、また厳しい思いをしなきゃなんない。それを私は一番心配します。やはりここで目を覚ましていただいて、エネルギーは国家なり、私もそこまで大きいことは言えないと思っておりますけれども、自分たちでできるエネルギーが、例えばございませぬけれども、賀茂郡で発電会社をつくと100億円の売上げの電気会社ができます。こんな会社がどこにありますか。これを自分たちで回すんですよ。既に全国の再生可能エネルギー、例えば自治体が一部出資したのもございませぬ、5,000万円とか1億円とか、あるいは1,000万円レベルでお茶を濁している自治体もございませぬ。あるいは生協さんが主になって、億単位で集金して発電をしているところ、純然に個人レベル、民間、中小企業が手を携えて使った再生可能エネルギーが既に全国では250か所稼働しております。これからのテーマではないんですよ。250か所も稼働して、億単位の収益を上げているんですよ。特に北海道辺りは風力、地力が、相当エネルギーに気を遣う住民が多いためございませぬか、北海道電力すら大株主になろうかというところまで来ております、100億円単位です。残る250億円が全国に散らばってるわけですね。こうした中で賀茂郡には声すら出てこない。唯一、私が読ませていただいた中で、ありますと、確かにあります、基本構想の17ページ、自然環境の保全と循環型社会の構築ということで、一応認識はされていると思っております。一番最後の4行目辺りに、地球温暖化が深刻化する中、環境保全や資源、エネルギーの循環に

向けた取組が求められています。これだけです。どういう内容ですか、これは。既に250か所が億単位の収益を上げている時代にあって、何を言っているんですか、これは。それゆえに、沢登議員が出して、説明していただきましたけれども、私もやはり地域の糧を、地域創生、地方分権という時代にさらに向けた上で、余計にエネルギーというのは自分たちがコントロールできるというのを先手を打ちながらやるべきだと、あえて今回、掲載していったほうがよろしいんじゃないかと沢登議員とも議論させていただきました。

というのが今回、賛成意見の主要な意見でございますけれども、その辺をやはり少し総合計画でございますから、皆さん、共に行政の方、頑張ってください、これから厳しい人口減少時代に向けて、10年間、そんなに遠い昔じゃないです、向こう5年間したら、もう1万7,500人、すると新庁舎の問題も、これ、どうするんだという問題もあつという間に出てきます。賀茂郡の連携の問題はどうなるんですか。市町村はやっていけませんよ、これ、5年もしたら、目の前ですよ、これ。そうした中で、この1行や2行程度の非常に柔らかい表現だけで、非常に残念だなという思いで、今回は一部文章の追加をさせていただいた、修正をさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

議長（小泉孝敬君） 再度、原案賛成のほうへ戻ります。原案賛成の方、いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） それでは、修正案に賛成の方、いらっしゃいますか。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） これをもって討論を終わります。

これより議第71号 第5次下田市総合計画基本構想についてを採決いたします。

まず、本案に対する沢登英信君外1名から提出された修正案について、起立により採決いたします。

本修正案に賛成諸君の起立を求めます。沢登英信君の。

〔賛成者起立〕

議長（小泉孝敬君） 起立少数であります。

よって、議第71号 第5次下田市総合計画基本構想についてに対する修正案は否決されました。

次に、原案について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小泉孝敬君） 起立多数であります。

よって、議第71号 第5次下田市総合計画基本構想については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第75号 下田市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第75号 下田市印鑑条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第76号 下田市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第76号 下田市手数料条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第77号 下田市立公民館設置管理条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

13番（沢登英信君） 議第77号 下田市立公民館設置管理条例の一部を改正する条例の制定について、反対の討論をさせていただきます。

これは中央公民館以外の公民館を全て廃止をしようと、こういう方針の下に西本郷の公民館をこのたび廃止をすると、西本郷の区長さんとお話合いの結論も得たのでと、こういうことで提案をされてまいっているわけですが、やはり地域のコミュニティーづくりの場所としての公民館活動をなくていいんだと、こういう考え方の下に、中央公民館以外のものを全て廃止するんだと、こういう方向というのはやはり見直すべき必要があるんじゃないかと思うわけであります。そして教育委員会自身の課長さんの答弁も、生涯学習的なアプローチというのは大変必要なんだと。生涯学習と公民館活動とどう違うのか、公民館活動の中で生涯学習が実際にやられているということになるかと思うわけであります。そうしますと、実態的にはこの中央公民館以外、全ての公民館をなくすんだという当時の行革の路線に基づいて今日までこれが進められてきていると。しかも当局がつくったものでございますので、地元の人たちはなかなか納得をしていないというので数十年の経過がたっていると、こういう形になっていようかと思うわけでございます。まさに住民の望んでいないことを、効率化の下に推し進めているというのが現在の公民館廃止の動きであろうと私は思うわけでございます。

こういう観点から申し述べますと、やはりいま一度、立ち止まって、公民館の廃止の方針は見直すべきであると、こういう観点からこの議案に反対をするものでございます。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 次に、賛成意見の発言を許します。

4番 渡邊照志君。

〔4番 渡邊照志君登壇〕

4番（渡邊照志君） 議第77号 下田市立公民館設置管理条例の一部を改正する条例の制定について。

平成18年に制定されました下田市中心改革プランにのっとり、本郷公民館は廃止になる案

が決定されていまして。既に耐震もなく、そういう状態でありますので、この件に関しては地元住民も賛成をしているという意見を聴きました。この公民館がなくなった後、その後10名程度の人が入れる約8坪の集会所を造ることになっています。先ほど言いましたように、公民館には耐震もなく、住民も承知している案件ですので、これに関しては賛成意見として述べさせていただきます。

以上です。

議長（小泉孝敬君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） これをもって討論を終わります。

御異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小泉孝敬君） 起立多数であります。

よって、議第77号 下田市立公民館設置管理条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第78号 下田市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第78号 下田市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第79号 下田市準用河川占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第79号 下田市準用河川占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第80号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第80号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第81号 令和2年度下田市一般会計補正予算（第10号）及びこれに対する修正案を一括して討論に付します。

まず、原案に対する賛成意見の発言を許します。

12番 大川敏雄君。

〔12番 大川敏雄君登壇〕

12番（大川敏雄君） 議第81号 令和2年度下田市一般会計補正予算（第10号）について賛成の立場から意見を申し上げます。

とりわけこの補正の予算の一番重要なことは、やっぱり庁舎建設についてです。そういう

ようなことで、若干時間をいただいて、私の取ってきた態度だとか、あるいは議会がどう審議してきたかという点を振り返ってみたいと思います。

まず、平成29年12月の定例議会におきまして、下田市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例の制定、これが議案となりました。これについては特別多数議決で議会の出席議員の3分の2以上が賛成しないと通らない議案であります。これに対して、今、議員構成は13名であります、2名の方が反対し、11名の方が賛成をして、この条例を通しました。

次に、平成30年3月の定例会におきまして、平成30年度の一般会計予算が提案され、これは基本設計、あるいは実施設計の予算が提案されたものであります。このときの議会に3名の議員が病気で欠席をいたしました。それで起立多数で、残る9名で議決したんですが、1名の反対で賛成者が8名で、このいわゆる基本設計と実施設計の予算が通りました。

それから、30年11月の臨時議会、つまりは議場を1階にするとか3階にすると、こういうようなことで、特別委員会で約半年かけて、やはり議場は3階がいいというようなことの中から、いわゆる設計の再構築を図ると、こういう意味で補正予算が1,800万円ばかり出されましたが、これに対して、欠席議員が1名いました。したがって、1名の反対、そして10名の賛成でこの議案は通りました。

次に、平成31年3月の定例会、このときに一般会計の予算に建設事業、つまりは25億7,000万円の予算が提案されました。これに対して欠席したのが1名、そして議決の内容は1名が反対し、10名が賛成をいたしました。

そして、本年の令和2年の3月定例会、これについては、この31年の3月の25億7,000万円が非常に入札して差が出たというようなことで、3億5,000万円増やして、29億2,000万円、これ債務負担行為であります、この提案がございました。これについては修正案も出されました。修正案が出され、否決されたんですが、最終的には4名の反対、8名の方が賛成ということで予算が通りました。については、私自身は全て賛成をして、今日まで至っております。

そこで、今回の81号のこの補正予算、令和2年度の当初予算は新庁舎を令和2年、3年の2か年間で、事業予定額29億2,000万円で建設することを前提として、本年度の予算分、13億1,122万3,000円が計上され、議会承認が今年の3月の議会で通りました。今回の補正予算は新型コロナウイルス感染拡大に伴い、今後の財政悪化と稲生沢川の洪水対策が不十分であるという、そういう理由で市長のほうが一歩立ち止まって事業を見直すと、こういう方針に立って債務負担行為の当初予算で上げた事業費、事業予定額29億2,000万円をゼロに合わせ

て、当初予算の建設工事を主に12億9,896万4,000円を減額して、結果として1,225万9,000円とするものであります。

総務文教委員会、私も所属しておりますが、審議において、去る11月5日の全員協議会で提示された当局の今後の方針について、つまりは既定の計画地を基本に、安価、既存の施設を利用すると、それから安全、浸水対策含んだ安全、そして早期整備という視点から再検討することとし、再検討に必要な経費については来年の令和3年度当初予算に計上することに対して、総務文教委員会において審議の中で、とりわけ渡邊さん、矢田部さん、鈴木さん、私、この4人は、建設位置を稲生沢中学校北側の民有地と明確にすべきであると、こういうことを共通して主張しました。

なおかつ私自身は、建設事業費を大幅に削減するために、この際、財政の厳しいことでもありますので、令和4年4月には稲生沢中学校の校舎、屋内運動場、技術棟、そして運動場等々、各施設を利用していきべきであるという旨、その趣旨に沿った質問を実はいたしました。統合政策課長からは、平成29年12月に制定された位置条例に基づき、現在の稲生沢中学校等の利活用を検討し、令和3年度予算に必要な経費を計上して早期建設を目途に取り組んでいく旨の大変力強い回答がありました。委員会では、いや、それじゃ十分じゃないと、市長の出席を持たれて見解を聴いて、そして聴くべきであるということで委員長から提案されましたが、統合政策課長の答弁を信用しようと、こういうことで相成ったわけであります。

私は平成29年12月に制定された位置条例を厳守しながら、大胆な事業費削減策として、令和4年4月から稲生沢中学校の全ての施設が利用可能となることを想定し、利活用することを検討していくことを強く要請して、補正予算に賛成するわけですが、併せて、今日の静岡新聞であります、昨日、国は緊急防災・減災事業債を延長と、こういう朗報が静岡新聞に出されておりました。したがって、特に当局にお願いしたいのは、今までやった投資した事業、あるいは今後の建設に当たって、本当に下田市のこの無駄な経費をなくすような、そういう真面目な検討をやっていっていると思いますが、どうかそういう点を十分配慮して、この新庁舎建設事業に取り組んでいただくことを心からお願いをして賛成いたします。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 次に、原案と修正案の両方に反対意見の発言を許します。

5番 矢田部邦夫君。

〔5番 矢田部邦夫君登壇〕

5番（矢田部邦夫君） 大川議員の話が大分長かったので、私はいつまで、ポイントを

絞ってお話をさせていただきたいと思います。

81号議案の減額に対し、反対の立場から意見を申し上げます。

このたび新庁舎建設事業12億9,800万円、庁舎建設基金2億7,600万円を減額する案については、庁舎建設を延期し、やらなくなったからという簡単な問題ではないと思っています。3月の議会で8名の議員は賛成いたし、可決しております。特に庁舎建設基金を減額することについては、当局にそれなりの理由があるのではないのでしょうか、私はそう思っています。市民の負担を和らげるのが当たり前なはずなのに、これは逆に増税に向かうのではないのでしょうか。庁舎建設基金は庁舎建設を行うための目的のはずです。そのまま積み立てておくべきだと私は思います。

このたびの減額については、市長、当局のやり方、進め方に私は不信感を持っております。議会には議決権がありますので、議員にも責任はあるはずですが。市民の代表ですから、しっかり考え、判断することが重要ではないのでしょうか。

よって、81号議案 下田市一般会計補正予算（第10号）の減額案については反対の立場として意見をいたします。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 次に、修正案に対する賛成意見の発言を許します。修正案に賛成。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） これをもって討論を終わります。

これより議第81号 令和2年度下田市一般会計補正予算（第10号）を採決いたします。

まず、本案に対する沢登英信君外2名から提出された修正案について、起立により採決いたします。

本修正案に賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小泉孝敬君） 起立少数であります。

よって、議第81号 令和2年度下田市一般会計補正予算（第10号）に対する修正案は否決されました。

次に、原案について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は原案のとおり決することに賛

成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小泉孝敬君） 起立多数であります。

よって、議第81号 令和2年度下田市一般会計補正予算（第10号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで3時30分まで10分間休憩といたします。

午後 3時21分休憩

午後 3時30分再開

議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開します。

次に、議第82号 令和2年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第82号 令和2年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第83号 令和2年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第83号 令和2年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第84号 令和2年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第84号 令和2年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第85号 令和2年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第85号 令和2年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第72号 下田市民文化会館指定管理者の指定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

13番 沢登英信君。

〔 13番 沢登英信君登壇 〕

13番（沢登英信君） 議第72号 下田市民文化会館指定管理者の指定については、公益財団法人下田市振興公社に指定管理、公募によらない指定管理をするのは妥当と思います。

しかし、その契約は、ここに添付されてありますように、仮契約の内容ではなくて、やはり人件費を補助金で支出することができますので、皆さんのお手元にお配りしましたように、仮契約の内容を、ページ13ページの資料のように訂正をすべきだと、そういう形で実施をすべきと私は思いますので、その点において異論がございますので、そういう訂正を求めてまいりたいと思います。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 次に、賛成意見の発言を許します。

12番 大川敏雄君。

〔 12番 大川敏雄君登壇 〕

12番（大川敏雄君） 私は議第72号 下田市民文化会館指定管理者の指定について、賛成する立場から意見を述べさせていただきたいと思います。

当局の提案要旨は、文化会館を令和3年4月1日から令和8年3月31日まで指定管理者として公益財団法人下田市振興公社に指名することです。

そこで、まず委員会、あるいは本会議で指摘された、先ほど委員長からも報告がございましたけれども、まず1点目には、いわゆる下田市民文化会館の管理に関する基本仮協定書の29条、情報公開に関する理事会の議事録の公開は、これは議論の末、当局は指定管理者と今後協議、検討する旨の答弁がありましたので、私も一委員として是としたわけであり、これは報告しておきます。

第2点目は、この沢登議員がもう指定管理者制度、小泉内閣のときに、民にやれるものは全て民にというような発想の中で、この指定管理者制度が導入されたわけですが、それ以来、相当長い期間、同じようないわゆる公社の職員に対して、いわゆる補助金で出せという点について一貫して今日まで参っております。そこで私も経過を私なりに調べて、この会議に臨んでおります。

まず第一に大事なものは、実は沢登議員ほか、賛成者が中村さんと進士濱美さんがこの令和2年2月26日ですから、本年の3月議会に議第1号 下田市振興公社の人件費補助による安定的な運営と消費税の節税となる取扱いの監査請求を出しました。これはあくまでも地方

自治法の98条2項の規定により、この議員の皆さん方に賛同を求めたわけであります。これは大変重要な議案でありまして、この下田市の議会は、これを、この発議を否決いたしました。これをまず第一、言ってまいります。

そして、沢登議員はこの否決が2月26日、3月議会で否決した以降、実は一市民の立場から、本年3月4日に、この下田市職員措置請求書ということで、当時の福井市長に対して請求の要旨は消費税年間約1,190万円の節税と求めるという、今の措置請求がそういう意思の下で下田市の監査に出されました。

それで、これの監査結果は、実は皆さん方に、令和2年の6月の定例会にその結果を全員の議員に配付させていただきました。その監査委員のこの結果でございますが、結果を申し上げますと、人件費を指定管理料の中に求めることへの是非についてという形で判断の2項に入れております。下田市から指定管理料について、人件費相当分を補助金として支出すべきと主張しておりますが、指定管理料の決定に際して、管理運営経費の算定は実情に応ずることになりますが、その経費は一般的に人件費、事業費、設備等の管理費、一般管理費の4つに構成されていると。事業の安定及び運営サービスの質の向上のため、全ての経費を適切に計上して指定管理料を決定する必要があると。公の施設の指定管理で人件費を含めることは妥当であると判断をし、結論といたしましては沢登さんの請求に対して、本件措置については理由がないと判断して、本人に通知をしたところであります。

それで、監査委員の審議の過程で、先ほども沢登議員からも御議論がりましたが、やはり県の公式見解はどうなんだという点を申し上げますと、ちょっとダブるようで恐縮ですが、指定管理料の決定に際しては、管理運営経費の算定は実情に応ずることになるが、その経費は、一般的に人件費、事業費、設備等の管理費、一般管理費の4つであると。事業の安定及び運営サービスの質の向上のため、全ての経費を適切に計上して指定管理料を決定する必要があるため、公の施設の指定管理料は人件費を当然含めるものと考えられると。したがって、指定管理料が人件費を切り離すことは不適切であると考えられると。なお、付け加えて言うならば、県及び県内の各市町は、出資している団体が指定管理者としている場合に、指定管理料とは別に人件費を補助金として交付している例はありませんと、こういう公式見解が出ているのを御披露申します。

併せまして、沢登議員が豊田市のこの実際に補助金として出しているじゃなかろうかという。

〔「実際に出している」と呼ぶ者あり〕

12番（大川敏雄君） 出していると。その豊田市の包括外部監査人というのがいるわけですが、公認会計士の湯本さん、平成26年度の包括外部監査の結果報告書のちょっとその部分について御披露申し上げますと、人件費の補助についてと、指定管理料では、指定管理業務に必要な人員の配置の状況が反映されておらず、指定管理料の積算において重要な項目であるはずの人件費が含まれていないため、指定管理業務に対する適正な評価ができない状態であると。指定管理業務を適切に評価するためには、指定管理料として人件費を含めて積算すべきであるという外部監査の意見も実は内々で出ていると。しかし実情、今、沢登議員が言われたように、その補助金で出していることは事実ではありますが、こういう経過を踏まえて、私は現段階において、この補助金で出す、今現在のやり方が正しいというか、やむを得ないと、こういう状況であると認識をし、賛成をするものであります。

以上です。

#### 会議時間の延長

議長（小泉孝敬君） ここで会議時間を延長いたします。

議長（小泉孝敬君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） これをもって討論を終わります。

御異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することと賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小泉孝敬君） 起立多数であります。

よって、議第72号 下田市民文化会館指定管理者の指定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第73号 下田市民スポーツセンター指定管理者の指定についてを討論に付します。まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

13番（沢登英信君） 議第73号 下田市民スポーツセンター指定管理者の指定についてで

すが、お手元に皆さんに討論の資料49ページという、これをお配りしてございますが、これを参考にさせていただきたいと思います。その中の第8条、指定管理料の支払い、申し遅れましたけれども、スポーツセンターを公益財団法人下田市振興公社が指定管理するという事について反対をするものではございません。その契約の内容をこの49ページのように、工夫をして契約をしていただきたいと、こういう具合に願うものでございます。

第8条、指定管理料の支払いというところでございますが、委託者は本業務の実施の対価として、受託者に対し指定管理料を支払うと。指定管理料の額は次の額を上限とし、各年度の指定管理の額は別途年度協定に定めるものとするということでございまして、令和3年から7年度までの合計がそこに記入されてございます。これは当初、当局から出されました契約案を人件費分と物件費分と分けて補助金で、そこに書いてありますように、令和3年度は1,882万円を支出をすると。そして物件費として506万1,000円を支出をすると、こういうような形で契約を結んでいただきたいと、こういう具合に考えて訂正を願うものでございます。

それで、先ほど大川議員は監査委員でもあります。ぜひこれを監査委員としてどういう法体系にあるのかと、きちり見極めていただきたいと。誤った税法の判断の下に判断をするというようなことがないようにお願いをしたいと思うわけでありませう。

豊田市の監査委員が監査指摘しているという紹介をいただきましたけれども、それは計算上、1つの管理契約書だけ見たのでは分からないので、補助金が幾ら出ているのか分からないので、総体が分からないと計算がしにくいよということを行っているだけのことであって、そういうことをやってはいけないとか、できないとかというようなことを言っているわけではないと。したがって、ここの例に書きましたように、補助金は幾ら、物件費幾らと、両方足せば当局が考えている総額の金額は計算できると、こういう仕組みにすればいいんですよということを弁護士であるこの監査委員が既に21年度だったと思いますが、指摘をしているわけです。監査委員はぐるぐる代わるもんですから、また同じような疑問が26年度に出されているという、こういうことなんです。現実の豊田市はどうやっているのか。やっているんですよ、節税対策を、僕が言うように。ある自治体ができるということは、税法ですから、どこの自治体でも同じような条件でできると。

そして、監査を出しました。残念ながら議会の皆さんは御理解を得られなかったと、多数が。したがって個人で監査請求をいたしました。しかし、監査請求の内容で返ってきましたのは、今、当局がやっていることが法的に違法でないからこれでいいんだと、こういう結論です、僕に言わせれば。自分自身は、今やっていることが違法だと言っているわけではない、

法にのっとったものでしょうけれども、地方自治法第2条の14項、市の職員たるものは最小の経費で最大の効果を上げなならんと、消費税に1,100万円からの金を国に納めることが妥当なのかと、その金を市民のために利用するという具合に考えるほうが妥当ではないのか、こういう判断を求めたんです。補助金で出すことが違法であるのかと、監査委員として証明してください。そして立場として、どちらに立つのが市民の立場に立ったということになるのか、その判断を監査委員に求めたいと。ところが監査委員が出してきました結論は、私が望んだ設問には残念ながら一切答えていないと。こちらが認めている、今やっていることは違法だとは言っていないんです。法的にやって結構なことだと。結構なことだから、ほかのことは考えることはないんだと、沢登の意見は、監査請求は答える必要ないと、こういう結論をよこしているわけです。

しからは、4つの区分に分けることができるんだと言っておりますけれども、あずさ山の家を18年から平成30年まで指定管理していると思います、栄協メンテナンスに。指定管理料は幾らだったと思いますか。ゼロ円ですよ。ゼロ。4つの項目に分けて算定をするんだと。人件費も物件費もかからないというような状態はあり得ないんじゃないですか。それを清々、18年から30年まで下田市は指定管理料でやってきていると。それは山の家が収益を上げることのできる事業、宿泊事業をやっているから、収益を上げてもらえばいいんだと。しかし、その決算監査を見れば、収益を上げたことは実態的にはないんじゃないんですか。そして赤字続きで指定管理を受けられないと、こういう具合な形になっているわけです。指定管理料は4つの人件費と物件費と、何々と何々に4つに分かれてるんだと。そうだとすれば、ゼロ円のこの18年から30年の栄協メンテナンスとの契約は何だったのかと。違法な契約を下田市はしてきたのかと。こういう議論になろうかと思うわけでありませう。

地方自治法の232の2項によりますと、公益を業とする、そういう団体、公社には寄附や補助金で出せると出ているんですから、出せばいいんじゃないですか、それだけのことであります。ところが、それを指定管理制度は分けることができないんだと、こういう理屈、勝手な理論を持ち出して、できない、できないと。グレーだと、前の市長はグレーの措置だと。現実に長野の駒ヶ根市や豊田市で、残念ながら静岡県内でやっているところは確かにございませませんが、実際に税法に基づいてやっているわけです。豊田市は御案内のように名古屋国税局のお膝元で、大変大きな市で、1,000万円どころじゃない、2億円とか3億円の節税をしているわけです。そういうところに学んでいただいて、市民のためにどういう措置を取ったらいいいのか、真剣に考えていただきたいと、こういう具合に思うものでございませう。

議長（小泉孝敬君） 次に、賛成意見の発言を許します。

4番 渡邊照志君。

〔4番 渡邊照志君登壇〕

4番（渡邊照志君） 大川議員が先ほど張り切り過ぎまして、声が出なくなったから、おまえがやれという形で、代わりに賛成意見を述べさせていただきます。

第73号の下田市民スポーツセンター指定管理者の指定について、これは先ほど大川議員が言ったとおりの答弁と同じ形のもので賛成意見とさせていただきます。沢登議員の消費税、人件費等々については、大川議員の第72号で言いました意見と同じく理解して、賛成意見したいと思います。下田市においては今までどおりの格好でやることに賛成をいたします。

以上です。

議長（小泉孝敬君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） これをもって討論を終わります。

御異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小泉孝敬君） 起立多数であります。

よって、議第73号 下田市民スポーツセンター指定管理者の指定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第74号 敷根公園指定管理者の指定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

13番（沢登英信君） 議第74号 敷根公園指定管理者の指定につきましては、公益財団法人下田市振興公社に指定をすべきだという具合に思います。

指定に当たりまして、仮契約としてついておりますこの契約書は、本契約に可決されることになるわけですが、次のように改めるべきと提案をするものでございます。皆さんのお手元に84ページのページ数が振られた資料が届いていようかと思います。指定管理料の第8条の指定管理料の支払いのところでございますが、その令和3年度から7年度、総額につ

きまして、そこに記載のように訂正をしていただきたいと。その内容は、先ほどから申し上げていますように、物件費と人件費を分けて交付をすると、負担金の性格を持ちます補助金として振興公社を支えていく、そういう予算支出にしていだきたいと提案をするものでございます。

そして、なぜそういう提案や、それが可能かということは、先ほど申し上げているように、令和2年の9月に皆さんのところにこういう、振興公社のほうから議長に届けられ、経営状況説明書というものが皆さんのところ毎年々、届けられていようかと思えます。これは指定管理がされているから出るんだと、必ずしもこういうものではございませんで、この振興公社は御案内のように、下田市が設立し、1億円の基金と1,000万円の運営資金を出して、下田市の公の施設を管理する団体であると、こういう規定の下で、赤字になった場合には下田市が全額補填をしましょうと、こういう枠組みの中にある状態になっていますから、資料として毎年々、下田市振興公社はこういう経営や国際交流事業をやっています。議員の皆さん、御理解ください、こういうものが出されてくる団体であります。このような経営状況報告書を議会に提出する団体は、下田市におきましては、公益財団法人下田市振興公社しかない、という特別な関係にあります公社ですので、こういう節税ができるんだと。市が直営でやれば、消費税はかからないと。公社でやればかかるのかと。公社でやってもかからない仕組みがあって、市がやるよりもより有効に運営ができる、専門職化していく職場であります。スポーツの指導にしましても、芸術文化の指導にしましても、それは照明や舞台や含めまして、専門職化していかなければ、市民のニーズに応えられないと、こういう職場となっているわけです。ですから、市が直営でやるのと同じような有利な税金がかからないという仕組みをきっちり確保する。なおかつ市がやるよりもより有効に運営が下田市振興公社にこの指定管理といいますか、委託、運営をお願いしていけば、より以上にできるんだと。この2つの大きな柱があるから、下田市振興公社を下田市はつくって、そこに任せているという、こういう形態になっているわけでありまして。1,100万円からの金額について言って、プールやスポーツのこの入場料で、それ以上の歳入を上げなさいと、こう言われたって、すぐにはできないと、ほとんどできないというのがその実態ではないでしょうか。より効率化の運営を求めるということであれば、払わなくて済む税金は国に納めずに、その税金は市民のために使うと、この当然の対応を何で実施をしないのかと。疑問があるなら、ちゃんと国税庁に聞いたらどうなんだ。消費税を担当している名古屋国税局に聞いたらどうなんだと。当局は残念ながら個別の質問状況として聞くことができるんだと、一般論として聞くのではなくて、

この具体的個別の事例で違法なのかどうなのか、できるのかできないのか、そういう質問ができる税法上の仕組みがあるんです。聞いてくださいと言ってもやろうとしないと。こういうことは、これでいいのかと。議員の皆さんもこんな判断でいいのかと。市当局もこんな判断でいいのかと。これは問題が解決するまで、残念ながら言い続けなきゃならんのかなと、こう思っているところでございます。

税法というのは誰かの理論で変わるというようなものではございません。どなたが聞いても同じような回答が、あるいは同じような措置がされるということが消費税法の内容であろうと思います。少なくともちゃんと問合せをしてみようというような姿勢は当局にお願いしたいし、そういうことさえ、やんなくていいんだよというような議会の議員の皆さんの判断が、もしそういう判断をされるのであれば、それはそれできっちり市民に訴えていくということしか私の取る道は残されておられませんので。皆さんの良識に訴えて、させていただきたいと、こう思うものでございます。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 次に、賛成意見の発言を許します。

1番 江田邦明君。

〔1番 江田邦明君登壇〕

1番（江田邦明君） 議第74号 敷根公園指定管理者の指定について、賛成の立場で意見を申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項では、本議案で議会が議決すべき事項として、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間であります。よって、下田市公の施設の指定管理者選定委員会からの審査結果にあるとおり、敷根公園は福祉の向上、学術、文化、地域振興などの必要性から設置された施設であり、施設の管理に対する経験やノウハウが極めて重要とされる施設でありますので、敷根公園の管理運営については、既に双方の同意の下、基本仮協定が締結されております。公益財団法人下田市振興公社を指定管理者とする本議案は適当であると考えます。

なお、指定管理者制度における人件費に関する補助金及び消費税の議論については、これまで議会、委員会で幾度と議論されております。下田市にも平成23年に公の施設の管理運営等に関するガイドラインが制定されておりますが、他自治体のように同ガイドラインで総務省などの照会を基に、指定管理料の算定方法や消費税等に関する考え方を示すことでこの議論の解決を図るべきと考えます。

終わります。

議長（小泉孝敬君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） これをもって討論を終わります。

御異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小泉孝敬君） 起立多数であります。

よって、議第74号 敷根公園指定管理者の指定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、請願第1号 稲生沢上流での森林開発に関する意見書を求める請願を討論に付します。

まず、本請願に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、採択であります。本請願は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、請願第1号 稲生沢上流での森林開発に関する意見書を求める請願は、委員長の報告どおり、これを採択することに決定いたしました。

#### 議第86号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、議第86号 令和2年度下田市一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（日吉由起美君） それでは、本日、令和2年12月15日付にて追加上程させていた

だきました議第86号 令和2年度下田市一般会計補正予算（第11号）につきまして御説明申し上げますので、お手数ですが、別紙浅黄色の補正予算書、補正予算の概要を御用意ください。

補正予算の内容でございますが、12月補正予算編成時から、新型コロナウイルス感染症の拡大により状況が変化したことに伴い、必要となった費用について計上させていただくもので、新型コロナウイルス感染症対策、下田冬モデルの実施のための費用として、健康チェックカード等の作成に係る事務費、年内に支給すべきとされたひとり親世帯への臨時特別給付金の給付及び新型コロナウイルスワクチン接種のためのシステム改修費でございます。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

令和2年度下田市一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出の予算に歳入歳出それぞれ1,108万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ153億3,736万4,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の2ページから5ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要により御説明申し上げます。

補正予算の概要2ページ、3ページをお開きください。

歳入でございますが、福祉事務所関係、15款2項2目15節国庫・ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費補助金は、758万7,000円の増額で、ひとり親世帯臨時特別給付金の給付事務に係る事務費及び事業費。

市民保健課関係、15款2項3目1節国庫・保健衛生費補助金は、350万円の増額で、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業として補助金を受け入れるもので、いずれも費用は全額国庫負担となるものでございます。

4ページ、5ページ、歳出でございますが、総務課関係、12款1項1目予備費294万2,000円の減額は、歳入歳出調整額でございます。

防災安全課関係、2款8項1目0860防災対策総務事務294万2,000円の追加は、補正内容等記載のとおり感染症対策分として下田冬モデルの実施に伴う健康チェックカード、感染症拡大防止対策安全宣言ステッカーの作成、周知用のポスター・チラシの印刷等の事務費でございます。

福祉事務所関係、3款3項1目1460ひとり親世帯臨時特別給付金給付事務23万7,000円及び同1461ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業735万円の追加は、ひとり親世帯臨時特別給付金を年内に給付するための事務費及び給付費でございます。

市民保健課関係、4款1項2目2020予防接種事業350万円の追加は、新型コロナウイルスワクチン接種に係るシステム改修業務委託料及び端末機の購入費でございます。

6ページ、7ページに今回の補正予算の資料、また追加議案説明資料もお配りしておりますので、後ほど御覧ください。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第86号 令和2年度下田市一般会計補正予算（第11号）の説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（小泉孝敬君） 防災安全課長。

防災安全課長（土屋 出君） 私のほうからは、新型コロナウイルス感染症対策、下田冬モデル実施分について説明させていただきます。

追加説明資料をお開きください。

新型コロナウイルス感染症対策、下田冬モデルについてでございます。

要旨ですけれども、下田モデルは、観光客等、訪れる側と、市民、事業者等、迎える側がお互いにルールを守り、安心・安全なまちづくりを目指すものであります。新型コロナウイルス感染症から市民、観光客を守るため、今回、夏以降に生じた状況変化を踏まえ、新たな対策を盛り込んだ冬モデルを作成することとしました。

現在の状況でございますけれども、1、新型コロナウイルス感染症は、特に大都市圏においては感染拡大が止まらない状況にあります。2、Go Toトラベルキャンペーン事業、下田水仙まつり、河津桜まつり等により観光客の増加が見込まれます。3、年末年始や成人式による帰省者の増加が見込まれます。4、低温・乾燥という、コロナだけでなく風邪やインフルエンザ等感染症が蔓延しやすい時期となっています。5、感染拡大しやすい環境、カラオケや接待を伴う飲食などが判明してきました。6、医療関係、保健所、消防との連携強化が進んでいます。

3、冬モデルについて、期間は年末年始を含む12月から3月。

3つの柱。1、みんな安心、2、どこでも安心、3、もしものときも安心。この安心ポイントは継続しています。

内容ですけれども、継続しているものは、下田モデルのルールの周知。感染拡大予防の周

知。店舗等による感染予防対策の徹底。症状発生等の連絡。相談フローの周知。医療機関、保健所、消防等の連携強化。新規の取組として主なものは太字としてあります、成人式参加者に対する来訪前後の予防対策の徹底。仮称ですけれども、健康チェックカードによる健康管理。同じく感染症拡大防止対策安全宣言ステッカーの飲食店への導入。陽性患者の管外搬送に関する協定の推進。高齢者や基礎疾患を有する人向けPCR検査費用の助成。新型コロナウイルスワクチン接種体制の準備です。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 順番は逆になりますけれども、今の冬モデルのほうからお尋ねを。

議長（小泉孝敬君） マイクを近づけてください。

13番（沢登英信君） 下田冬モデルの件についてからお尋ねをしたいと思います。

一番下のほうから、（仮称）健康チェックカードによります健康管理を新規にやると、特に成人式に参加される新成人に対応したいんだと、また、感染症拡大防止の安全ステッカーの飲食店への導入、陽性患者の管外搬送に関する協定書の推進、高齢者や基礎疾患を有する人向けPCR検査費用の助成、新型コロナウイルスワクチン接種体制の準備と、こうなっておりますが、言葉上は理解ができようかと思えますけれども、内容をもう少し詳しく御説明いただきたいと思います。健康チェックカードはどういうもので、どういう具合にこれを使うことによって防げるのかと。ステッカーの飲食店への導入というのは、飲食店へどういう効果を期待をしているのか。既にポスターはお店にそれぞれ貼り出されていると思うんですよね、漫画家の方が絵を提供してくれたものが。それから陽性者の管外搬送の協定の推進というのは誰と協定をして、どんな形で、どこに搬送をするのかと。これ、保健所等と協定が結んであって、どここの医療機関に搬送するんですよと、こういうことになっているんだろうと思えますけれども、御説明をいただきたいと思います。

併せて、この予算のほうの、説明書のほうでよろしいでしょうか。4ページ、5ページでございますが、ひとり親世帯の臨時特別給付金の給付事業と、これは急いで大変大きな国から来た事業の1つだと思えますが、735万円ほどここで予算措置をされておりますが、ひとり親世帯の交付対象者は何人で、どういう方で、どういう形で交付がされるのか、もう少し詳しく御説明をいただきたいと思います。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 市民保健課長。

市民保健課長（井上 均君） それでは、私、市民保健課のほうの対応につきまして御説明をさせていただきます。

下田モデルについての3の（3）のまず最初に（仮称）健康チェックカードによる健康管理の部分でございます。まだ本日、皆様のお手元のほうにはちょっとお渡しできなくて大変申し訳ございませんが、このような形で、ポイントカード型のA4判の3分の1程度の大きさのもので、内容につきましては、来訪者、帰省者、市民の皆様の健康管理のために体温や毎日の体調を記録しておけるチェックシートを1枚、1か月分というものを作成を計画しております。新型コロナウイルスは発症までに約2週間程度かかる場合もございます。いつから熱が出たか、体調が悪くなったかということ記録しておくことで、いざというときのやり取りやクラスター感染対策に役立つというふうな形で考えております。内容につきましては、朝夕の体温チェック、それからつらいせき、息苦しさ、喉の痛み、強いだるさ、味覚・臭覚のチェックを毎日お願いしたいというカードを作りたいというものでございます。

2つ目につきましては、下から3つ目、陽性患者の管外搬送に関する協定の推進。先ほど、沢登議員、おっしゃられたように、一般質問の答弁でもお答えさせていただきましたが、賀茂保健所が本来でしたら管外搬送するのに加え、下田地区消防組合が協定を結び、協力をするというものでございます。陽性患者につきましては、御存じのように、軽症の場合、症状が非常に薄い場合につきましては、近隣ですと裾野のホテル、それから中等症、それから重症になりますと病院というふうな形となります。こちらが蔓延期の場合、仮にこの賀茂郡内で保健所のほうで対応し切れない、もしくは救急車でないと運ぶことが困難な場合につきまして協定のほうを結び、円滑な対応をしていくというものでございます。

それから下から2つ目、高齢者や基礎疾患を有する人向けPCR検査費用の助成ということで、こちらにつきましては11月の臨時議会に計上させていただいた予算でございます。その後ですけれども、先週11月8日、火曜日に賀茂医師会のほうの了承がいよいよ取れました。よって、現在、下田メディカルセンター以外に開業医のほうでも対応ができるということで、自己負担につきましては5,000円で何とか調整がいくのではないかとということで、今、準備をしているところでございます。

続きまして、新型コロナウイルスワクチン接種体制の準備ということで、国のほうでは予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律案が令和2年12月2日に成立、12月9日に公布を

されました。御存じのように、新型コロナウイルスのワクチン、こちらが大きく分かれて3種類、これから進むということになっております。市といたしましては、ワクチンの接種、ですので予防接種を実施するのは市町村になりますので、こちらの事務を遅滞なく進めたいというものでございます。

以上でございます。

議長（小泉孝敬君） 産業振興課長。

産業振興課長（樋口有二君） では、私のほうからは感染拡大防止対策安全宣言ステッカーの飲食店への導入ということをお話しさせていただきます。

まず、どういったものかというふうなことを御説明さしあげますと、飲食店の皆様によく言われている対策、例えば入り口に消毒液を置くことであったりとか、多くの人に触れる場所を消毒することであったり、あとは従業員の体調管理であったり、あとは多くの注文を取るときになるべく対面にしない、レジのときも対面にしないとか、あとはごみとかもきっちり密閉して捨てるですとか、そういったよく飲食店について、こういった衛生管理をなさいということは多くのメディアや、感染拡大が広まって以降、様々なガイドラインなどが業界からも出されております。

ここで、そういったことを実施している、私はこういった対策をしっかり実施していますよということを宣言するステッカーを作成いたしまして、宣言しているお店にはそちらを配付して、店先にそちらのシールを貼っていただくというものになります。こちらをやることによって、実際、ここまで感染は拡大を、都市部でもしているところではございますが、こういったGoToキャンペーンの流れですとか、あとは年末年始で帰省される方も多かろうと思います。成人式もやると思います。そういった中で、飲食店というのを安心して利用していただくために、市民であったり、そういった来遊客、帰省客、そういった方々も含めて安心して利用していただくお店選びの1つの目安になるんじゃないかなというところがございます。そういった対策を私たちは実施していますということを表示させることによって、そういった市民や観光客、帰省客の皆様の少しでも安心して過ごしていただくことに貢献できればというところで取り組まさせていただくものでございます。

以上でございます。

議長（小泉孝敬君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（鈴木美鈴君） 私からは、成人式における感染予防対策について御説明いたします。

主催者側の対策としては、事前申込み制にいたしまして、対象者から居住地や連絡先、メールアドレスの把握をいたしまして、参加者の把握と情報の周知を図ります。参加者には、新成人には体調管理シートを送付して、式の2週間前から検温と体調チェックを行ってもらい、成人式の受付の際に体調確認書と入場券を提出していただきます。

参加者の制限といたしまして、本人のみの参加とし、家族、友人等は不可といたします。

入り口でサーマルカメラによる検温を実施し、発熱している人の入場制限を行います。また会場内はガイドラインに基づいて感染予防対策の徹底を行います。

また新成人に対しましては、接触確認アプリのインストール、2週間前からの体調観察と検温の実施、感染リスクが高まる行動の自粛、年末年始の帰省の際の注意等、1か月、2週間前、3日前とメールやホームページにて周知を図ってまいります。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 防災安全課長。

防災安全課長（土屋 出君） ポスターが貼られているということなんですけれども、そのポスターは夏の下田モデルのポスターではないかと思えます。現在、このポスターを作成するべく追加補正をさせていただいていますので、現在は準備、検討しているところでございます。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（須田洋一君） 福祉事務所では、ひとり親世帯の臨時特別給付金について御説明させていただきます。

補正予算の概要の6ページにございますけれども、今回はひとり親家庭、その生活実態が依然として厳しい状況にあるということを踏まえて、年末年始に向けて国の予備費を活用して給付金の基本給付、2次補正分というのは、下田市でいきますと6月の専決補正、それから9月補正でお願いした分ということになりますけれども、こちらの支給対象者について再度同様の基本給付分を再支給するというところでございます。

対象者は6月のときと同じで、令和2年の6月の児童扶養手当の支給を受けた者、公的年金等を受けていることによって児童扶養手当の支給を受けていない者、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた家計が急変した直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がったひとり親世帯ということになります。

内容につきましては、1世帯当たり5万円、第2子以降、1人につき3万円。

スケジュールとしては、年内をめどに支給するということなので、現在取り組んでいるところでございます。

以上です。

内訳ですけれども、基本給付世帯を補助金ベースではありますけれども、前回と今回、合わせて364件、こちらについて5万円。2人目以降に190件で3万円を想定してございます。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 分かりました。5万円の家庭が、ひとり親給付の家庭が一応364件が5万円だと。そしてお子さんが1人いる、さらに追加の3万円、ですから8万円となるんでしょうかね、家庭が190件だと。ですから、そうしますとお子さんが1人のひとり親世帯で、2人いる世帯はないと、こう理解してよろしいかと確認をさせていただきたいと思いません。

それから、この高齢者や基礎疾患を有する人向けのPCR検査の助成は11月予算でたしか350万円だか、可決をしたかと思うんですが、どっちかといいますと、高齢者になったからPCRというよりも、社会的な必要な場所といいますか、介護に関わっている方や、看護師さんや、あるいは学校の先生、幼稚園の先生方を定期的に公費を持って検査をするという、こういう体制が、もう必要ではないかと思うんですが、ぜひともそういうことを検討していただきたいと思うんですけれども、そこら辺の点は、予算上にないことではございますけれども、検討されているのかされていないのか、今後検討する可能性があるのかどうなのか、分かる範囲で結構ですので、御答弁をいただければと思います。

議長（小泉孝敬君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（須田洋一君） 申し訳ありません、ちょっと説明が悪くて申し訳ありませんでした。基本給付世帯、要するにひとり親の、まず取りあえずの基本給付を受けられる世帯が364件というのは、これが2回分ですので、これ延べ件数ということになります。ですので、実質的には今回で再支給、2回目ということですから、実態の世帯としては182件ということになります。2人目以降という、すみません、言い方がちょっと悪かったかもしれないですけれども、2人目以降の人に1人つき3万円払うもんですから、子供が1人のところは5万円、2人のところは8万円というふうになるということでございます。ですので2人目以降も190件と申し上げましたけれども、今回、延べ人数でいけば、今回の再支給には95件というふうな計算で補助金の申請をしているところでございます。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 市民保健課長。

市民保健課長（井上 均君） PCRの自主検査の関係でございますけれども、現在、11月臨時議会でも御説明をさせていただきましたように、65歳以上または基礎疾患を有する方、ですので重症化の率が非常に高い方及びそれによって医療のほうが非常に崩壊の危機までいく危険があるということから、国が制度化を行ったものに対して、下田市についてはやりましょうという形で今行っているものです。ですので、今、沢登議員がおっしゃられた、それ以外の部分につきまして、例えば一般質問でもお答えしましたが、例えば施設のほうで、お一人でも感染者が出た場合には、その施設全て、県のほうが抗原検査を行うというルールになっております。先ほどおっしゃられたような拡大のところまでは現在まだ検討はしていないところですよ。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 市長。

市長（松木正一郎君） 沢登議員の医療関係者等の定期的な検査といった御提案といいましようか、お考え、これは大変重要なポイントだろうと思います。このような今のこのコロナ禍の社会において、社会を維持するための重要なグループというんでしょうか、こういう方々をどうするかというのは、下田単独というよりは、政府としての考え方、そういったものがまずは示されるべきだろうというふうに考えています。したがって、全国的な動きについて今後もしっかりと注視してまいりたいと考えます。

一方、私ども下田市という自治体といたしましては、これまである程度の持ち込ませないという水際作戦が奏功している、功を奏しているというふうに感じています。今後、この水際作戦をさらに強化するという意味での下田の冬モデルでございます。どうぞ御理解をいただければと思います。

以上でございます。

13番（沢登英信君） 終わります。

議長（小泉孝敬君） ほかに。

1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） 新たな対策を盛り込んだ冬モデルということで、議会で共有するよりは市民にどのように、どのタイミングで発信していくのかというのが一番重要かと思いません。まず発信のタイミングについて1点、お伺いしたいと思います。

もう一点は、水仙まつりが20日から開催ということで、久々の大型観光イベントということで、この水仙まつりにおいてどのような予防策、感染拡大防止策が見込まれているのか、教えていただきたいと思います。

3点目が、Go To イート、Go To トラベルキャンペーンなども様々な見直しがある中で、夏にあったように、どの指針を基にイベントの開催中止、成人式の中止。夏ですと県の警戒レベルを指針としておりましたが、この冬モデルにおいては何を指針として、今後のイベントについては、警戒レベルが幾つ、また地域ごとの警戒も県のほうでは今後発表していくということでありましたので、その冬モデルとの関連性について、以上3点についてお尋ねさせていただきます。

議長（小泉孝敬君） 防災安全課長。

防災安全課長（土屋 出君） 下田ルールの周知ということなんですけれども、まずは今回の追加補正予算でポスター、チラシ等の費用を持ってありますので、それで各、下田駅とか、道の駅とか、店舗のほうに貼っていただいたり、配りたいということと、それからホームページやSNSでも周知してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 市民保健課長。

市民保健課長（井上 均君） 私のほうからは、PCRの自主検査のチラシ、それから健康チェックカードの対応なんですけれども、PCRの自主検査のチラシにつきましては、来週12月21日ぐらい、このぐらいをめどに何とか出していきたいというふうに考えています。また、健康チェックカードにつきましては、年末になりますけれども、12月29日頃の新聞折り込みで何とか目指してやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 観光交流課長。

観光交流課長（長谷川忠幸君） 水仙まつりの感染対策でございますが、夏実施しました海水浴場の駐車場での検温ということは引き続きここでもやっていくということ、実行委員会のほうでやっていくということでございます。

また、いろいろな場面で対策を取っています。ちょっと手持ち資料がないもので、また改めてお出しします。

議長（小泉孝敬君） 防災安全課長。

防災安全課長（土屋 出君） 現在、早急にみんなの新型コロナ対策下田冬モデルの全体像、

今、作成中です。早急に完成させたいと思っておりますので、それができ次第、皆さんのところに配付させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） 今、防災安全課長からの御答弁は、ホームページ、SNS、ポスターでの発信が冬モデルができ次第という御答弁だったと思います。

あと1点、質問させていただいたのが、警戒レベル、何を基準にして、イベントであったり、行事を判断していくかというものについてのお考え方を教えていただきたいと思います。

議長（小泉孝敬君） 防災安全課長。

防災安全課長（土屋 出君） 基本は県のレベルがあります。現在、下田市の場合はレベル4ということで、現状のままいかせていただくこととなりますけれども、これがレベル5、悪くなるということになれば、当然、コロナ本部対策会議を開いて、その状況によって施設の休止とか、または少なくするとかというふうな形に検討していくものと思われま。

以上です。

議長（小泉孝敬君） よろしいですか。最後です。

1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） 夏以降、9月に市内感染者1名ということで、合計2名という状況でございますが、県の警戒レベルに反映されない市内感染があった場合のお考え方を最後お尋ねして、市内感染状況によってもイベントの開催であったり、行事の中止の判断に条件として入ってくるのかどうか教えていただいて、最後質問させていただきます。

議長（小泉孝敬君） 防災安全課長。

防災安全課長（土屋 出君） 私のほうからは、まず1人ということであれば、このままの現状を続けていくのではないかと思います。クラスターが起これば、当然、県の対応が出てきますので、それに合わせた協力も市としてはしていく。また、当然、先ほども言いましたが対策本部を立ち上げ、その対応については検討していくという形になります。

以上です。

議長（小泉孝敬君） ほかに。

2番 中村 敦君。

2番（中村 敦君） 下田冬モデルについて、例えば成人式については学校教育課、あるいは飲食店などへのステッカー云々については産業振興課長が答弁しておりましたけれども、

それら、これまでみたいに細かく各課に予算振り分けなく、全てこの防災対策総務事務の中でやっていくという認識でよろしいでしょうか。

それから、例えば下田モデル、夏の下田モデルについては市民保健課が主だったと私の中では認識しているんですけども、今後は防災安全課のほうでやっていくという、そういう認識、主な窓口になるという認識でよろしいでしょうか。

議長（小泉孝敬君） 防災安全課長。

防災安全課長（土屋 出君） 今回はコロナ対策の予算につきましては防災対策のほうに集約させていただきました。ただ、活動は各課それぞれ違いますので、それを使ってやっていただくということになります。

議長（小泉孝敬君） 2番 中村 敦君。

2番（中村 敦君） 分かりました。

例えば市民の問合せなんかについては、主にどちらが窓口になるのでしょうか。例えば市民保健課には保健師さん、いらっしゃいますし、一番詳しいのではないかと思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

議長（小泉孝敬君） 市民保健課長。

市民保健課長（井上 均君） 予算は一本化なんですけれども、当然、対応につきましては、市民対応につきましては、当然、市民保健課が中心になろうかと思えます。それから観光客さん、様々あると思えます。ですので、災害対策本部、新型コロナウイルス対策本部つくってありますので、その中でうまく課ごとに対応していくという形になります。

以上でございます。

2番（中村 敦君） 以上です。

議長（小泉孝敬君） 9番 進士濱美君。

9番（進士濱美君） 1点、確認させてください。冬モデルにつきまして、PCR検査の件ですが、これ、さきの11月の全協の中で、市民保健課長のほうからの説明をいただいております。メディカルでの検査が1日2件まで、2万9,000円が自己負担9,000円、2件でやりますと、希望者が2,000人いれば3年かかるという計算になるんですけども、それ以外に開業医もお願いしているということがございましたが、今日初めて明細頂きました。近々オーケーということですね、開業医のほうは。その点、それから自己負担が5,000円と、メディカルより、9,000円より4,000円安くなるんですね。方法論が違うんだらうと思うんですけども、その辺の明細。

それから気になりますのは、私、一、二、実は質問受けているんですが、PCRの件で。昨今、民間の安いPCR検査が出ております、テレビや新聞、パソコン等で。あれ、2,000円から4,000円ぐらいで2種類ほど私も確認しておるんですけども、あれ、郵送でも買えるんですね。そうしますと、その辺との兼ね合いをどういうふうに説明していけばよろしいのか、全く精度や信頼性というのはもうほとんど変わらないのか否かという部分を、もしお医者さんからの御意見伺っているようであればアドバイスいただければと思います。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 市民保健課長。

市民保健課長（井上 均君） 11月の臨時議会のときに、下田メディカルセンターを活用してということで2万9,000円というのは鼻咽頭、鼻咽頭拭い型のPCR検査。ですので医師が防護服を着てやる形ですので、金額のほうにつきましては2万9,000円。国庫補助、市の補助を使いますと2万円ということで、自己負担9,000円でいろいろ考えておりました。ただ、やはり他市町を見ますと金額的にも5,000円程度というのが多い。それから、実は賀茂医師会のほうには、実は11月の初旬の段階から、こちらのほうのPCR検査のほうに協力していただけないかということで一度お伺いしたところ、幾つか宿題をいただきましたので、再度12月8日に賀茂医師会のほうにお邪魔させていただいて、説明をしたところ、協力していただける医師のほうと直接お話をさせていただきたいということで、一応、複数の開業医、ですので診療所さんのほうの御了解をいただきました。ですので、そちらは唾液方式でのPCR検査となりますので、当然、単価のほうが2万5,000円というのが基準となるようでございます。ですので、2万円の市のほうの助成をすることによりまして、5,000円の自己負担でできる制度を何とか構築できましたので、これからチラシのほうを送りたいというふうに考えているところでございます。

それから、民間でのもの、私も新聞等でしかちょっと知らないんですけども、東京の新橋とか中央区のほうで幾つか出ているようでございます。大きくは、今、私たちのほうが御説明をさせていただいた医療機関では検体については医師が採取、それから医師が判断、最終的には陽性だった場合には保健所に報告をします。ただ、民間の検査機関のほうは、御自身で採取をして、結果につきましては保健所への報告義務はないそうでございます。という形で、医師が関与しないというところがまず1点。

それから2つ目につきましては、有効とは思いますが、自費検査についての精度のばらつきも指摘はされているというところでございます。

以上でございます。

議長（小泉孝敬君） よろしいですか。

ほかに。

10番 橋本智洋君。

10番（橋本智洋君） 市民保健課長にお尋ねいたします。先ほど12月8日に賀茂医師会、協力体制が取れたということで、先日の過日の委員会でもそのお話、確認をさせていただきました。一応、賀茂医師会のほうは了承を得て、連携を取れたということで認識してよろしいのでしょうか。

それと、ここにある消防との連携強化ということで、ちょっと具体的にもう一度、お聞かせ願えますか。

それともう一点、その下にある感染症拡大防止対策安全宣言ステッカーの飲食店への導入となっておりますが、現実、河津町及び静岡県の保健所、それから内閣府のほうでは、この5つの場面のこれをホームページのほうにあります。これを使ったほうが、よっぽどコストダウンにつながるのではないのかなと思うんですけれども、これですね、ホームページから引用できます。その辺の見解を教えてください。

議長（小泉孝敬君） 市民保健課長。

市民保健課長（井上 均君） それでは、私のほうから、最初の2点について御説明させていただきます。

まず、賀茂医師会との連携につきましては、12月8日に理事会のほうにお邪魔させていただいて、事業の必要性、対象者の確認、基礎疾患基準の明確化、それから陽性・陰性であった場合のフローの整理、この辺を宿題をいただきまして、御説明をさせていただいて、御了解をいただいたというところです。ただ、自主検査、特に下田市内のみの検査ですので、それにつきましては、市のほうと市内の開業医さんのほうとで直接お話をさせていただきたいということで、今、御了解をいただいたところでございます。

続いて、消防との搬送の連携のところでございますけれども、こちらにつきましては、本来でしたら陽性患者の搬送というのは静岡県の責務となります。ただ、やはり救急車でないと運べない等がございますので、そういった場合に協定を結ぶことによりまして、救急車の搬送、ですので現在、重症、中等症までがこの賀茂地域から他の地域の専門医療機関のほうへ搬送という形になっておりますので、そちらが消防組合のほうと協定を結ぶということで今進んでおりまして、まだ協定まではいっていませんけれども、今、進む準備をしていた

だいているところでございます。

以上でございます。

議長（小泉孝敬君） 産業振興課長。

産業振興課長（樋口有二君） 飲食店向けのステッカーについて、厚労省などから発表されている5つの場面を周知するほうがコストダウンではないかというお話です。確かに5つの場面というもの、よくテレビなどでも拝見することが多いものでございます。その点、わざわざ国のほうで、各メディアで言われているものについて、市のほうで改めて周知するかというよりかは、こういったステッカーをやるからには、市は市のほうで効果を見込んでやるものでございます。実際にこのステッカーを配付するに当たっては、その店自身がしっかりと私たちは対策をしているということを市に申請をしていただくという形を取らせていただきます。そういった、この店はちゃんと対策している店だよというのを市のほうでその情報が集まりますんで、そういったものを公表するなりして、それで帰省する方だったりですか、例えば成人式を機に帰ってくる若者だったりとか、さすがに飲むな、食うなとは言えませんで、やはり生きてる以上は。それでもせめてしっかり取り組まれているところでやっていただきたいということに1つの安心を与えるために、市は市として情報をまとめて、そういったものを、分かりやすいものを御用意するという目的でやらせていただくものです。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 10番 橋本智洋君。

10番（橋本智洋君） ありがとうございます。ステッカーの件、やはり認識としては市のお墨つきというような認識で考えてもよろしいんでしょうかね、それがまず1点。

それと、賀茂医師会のほうからフローの整理等で宿題をいただいているということですが、それを返すことによって、ある程度、連携及び進行というのはしていくものなんでしょうか、その2点だけ確認させてください。

議長（小泉孝敬君） 産業振興課長。

産業振興課長（樋口有二君） すみません、対策の実施をしていることをお示しするものでございます。そのステッカーが貼ってあるからといって、この店だったら感染しないというところを市が保証するものではございません。なので、この店は対策をちゃんと実施しているよということを、この店が宣言しているという表示でございますので、その店だから何をしたいというわけではなくて、しっかりと個人だったり、店だったり、店だつたりが本当に対策しているかというのをしっかりと継続していく必要がございます。なので必要に応じて、市のほうも

お店のほうにちゃんと届出、出たとおりに対策をしているかというのは見回らせていただく予定もございますので、そのようにして、皆様に御認識いただければと思っています。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 市民保健課長。

市民保健課長（井上 均君） 説明がちょっと不十分で申し訳ございません。先ほどの4点の宿題というのが11月に出て、12月に御説明したところ、御理解をいただいたということでよろしく願いいたします。

10番（橋本智洋君） 以上です。

議長（小泉孝敬君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論・採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第86号 令和2年度下田市一般会計補正予算（第11号）は、原案のとおり決定いたしました。

ここで10分間、5時5分まで休憩いたします。

午後 4時56分休憩

午後 5時 5分再開

議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

発議第9号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、発議第9号 ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

13番（沢登英信君） 発議第9号の提案をしたいと思いますが、朗読して提案に代えさせていただきたいと思います。

発議第9号 ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書を別紙により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、静岡県知事に提出するものとする。

令和2年12月15日提出。

提出者 下田市議会議員 沢登英信。

賛成者 下田市議会議員 滝内久生。

同 進士為雄。

同 鈴木 孝。

同 中村 敦。

同 渡邊照志。

同 矢田部邦夫。

同 江田邦明。

同 進士濱美。

提案理由。

ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求めるため。

ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書。

ドクターヘリは、交通事情に影響を受けず、医師や看護師を乗せて時速200キロで現場に急行し、機内で患者を治療しながら医療機関に搬送できるため、救急医療の一端を担うほか、

毎年のように発生する豪雨災害時にも出動し、「空飛び治療室」の役割は着実に増している。

令和2年3月末現在、ドクターヘリは43道府県に53機と全国的に整備が進んでおり、本県では、全国に先駆けて2機体制の運航を実現し、平成24年度には累計出動回数が全国で初めて1万回を、令和元年5月には2万回を超え、県内の救急医療、僻地医療に大きな効果を発揮している。

このようにドクターヘリの需要が高まる中、国内の各地域の地理的条件や医療事情が異なるため、地域により年間の出動件数や運航距離に大きな差が生じている。

ドクターヘリの運航経費は、国の「医療提供体制推進事業費補助金」により支援されているが、補助基準額の算出方法が運航月数によるため、遠距離の飛行や出動件数が多いほど、燃料代や整備費などの経費が増大し、さらには、令和元年10月の消費税増税が補助基準額に十分に反映されていないため、運航事業者や基地病院の負担が非常に重くなっている。

また、ドクターヘリの運航に関しては、飛行前後の機体の点検や出動に備え長時間待機することが求められるなど、整備士や操縦士等スタッフの勤務実態は厳しいものがある。加えて、機体に突発的な不具合が生じた場合は、代替機費用措置がなされていないにもかかわらず、代替機提供が厳守事項として運用されており、運航事業者にさらに負担を強いている。

よって国、静岡県においては、ドクターヘリが、救命救急の重役を担い、引き続き多くの人命救助に貢献できるよう、ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化のため、下記事項について取り組むよう強く要望する。

記。

1. 地域ごとのドクターヘリの年間出動回数や出動時間、飛行距離及びその運航経費の実態を把握し、実際の運用に見合う補助金の基準額を設定すること。また、県においては補助基準額の見直しがなされるまでの間、独自の支援措置を行うこと。

2. 消費税の増税に見合った補助金の基準額の改正及び予算措置を行うこと。

3. ドクターヘリ機体の突発的な不具合発生時に運航事業者にさらなる負担を強いることがないように、安全基準に基づいた代替機提供責務の適正化を図るとともに、代替機の提供に係る経費についても補助金の対象とすること。

4. ドクターヘリの安全運航のために、待機時間や機体の点検時間を含めた操縦士等のスタッフの勤務実態を的確に把握すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月15日。

静岡県下田市議会。

以上でございます。

議長（小泉孝敬君） 御苦労さまです。

提出者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

発議第9号 ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書の提出についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

発議第9号についての質疑は終わりました。提出者は自席へお戻りください。御苦労さまでした。

次に、発議第9号 ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書の提出についてお諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論・採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、発議第9号 ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

発委第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、発委第1号 稲生沢川上流での森林開発に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

産業厚生委員長、進士為雄君。

〔産業厚生委員長 進士為雄君登壇〕

産業厚生委員長（進士為雄君） 発委第1号。

令和2年12月15日。

下田市議会議長 小泉孝敬様。

提出者 産業厚生委員長 進士為雄。

稲生沢川上流での森林開発に関する意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり下田市議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提案理由。

再生可能エネルギー発電事業に伴う、稲生沢川上流域における大規模な森林開発については、「下田市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」において、同意できない内容であることから、林地開発許可権者の静岡県知事に対して、それを考慮した上で、審査を求めるべきと判断したため。

稲生沢川上流での森林開発に関する意見書。

下田市議会は、平成30年6月定例会において「下田市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」を全会一致で可決しました。この条例は、自然環境、景観等と調和の取れた再生可能エネルギー発電事業について必要な事項を定め、もって美しい自然環境及び魅力ある景観の維持を図るとともに、災害の発生を防ぎ、良好な生活環境の保全に寄与することを目的に制定され、同年10月1日から施行しております。

同条例は、下田市の美しい自然環境、魅力ある景観及び良好な生活環境は、市民の長年にわたる努力により形成されてきたものであることに鑑み、市民共通のかけがえのない財産として、現在及び将来の市民がその恵沢を享受することができるよう、その保全及び活用が図られなければならないとしております。また、同条例の第12条第2項で、市長は事業区域の全部または一部が抑制区域内に位置する再生可能エネルギー発電事業で、太陽電池モジュールの総面積が1万2,000平方メートルを超えるものについて同意しないとしております。

太陽光発電所の建設を目的に静岡県に申請された、平成29年10月20日付「林地開発許可申請書（下田市加増野地内24.8500ヘクタール）」、令和2年4月21日付「林地開発許可申請

書（下田市加増野地内9.5730ヘクタール）」及び令和2年4月21日付「林地開発許可申請書（下田市横川地内9.8639ヘクタール）」の3件の開発行為は、同条例の抑制区域内に位置しており、同条例で規定する太陽電池モジュールの総面積に鑑みて同意できないものであります。

さらに、林地開発許可申請場所は、下田市水道水源保護条例で定める本市の水道に係る水源及びその上流地域にある水源保護地域に位置しており、稲生沢川流域の水源涵養機能を損なうおそれがあるものであります。稲生沢川は下田市の大動脈であり、市民と下田を訪れる人たちの「命の水」とも言える上水道水を育てている非常に重要な河川であります。

よって、下田市議会は静岡県に対し、以上のことを十分に考慮した上で、稲生沢川上流における林地開発許可申請の審査を執り行うよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月15日。

静岡県知事 川勝平太様。

静岡県下田市議会。

以上でございます。

議長（小泉孝敬君） 提出者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

発委第1号 稲生沢川上流での森林開発に関する意見書の提出についてに対する質疑を行います。

13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） この全員で請願を妥結されたことに紹介議員としてまず感謝をしたいと思うわけでございます。

しかし、ここの文案の中にございますのは、下田市が制定をした下田市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例に鑑みて同意できないものであると、こういう記載がされておまして、本市議会としてもこの条例に照らして同意できないものであると、こういう表明かと思いますが、既にこの条例を運用しています下田市当局としては、4月23日に同意をできないという通知を出しているわけです、業者に。そういう事実を照らしますと、この文面は、その事実をきっちり捉えているのかどうなのかということを確認をしたいと思います。どういう訳で、この条例に基づくと、規定する太陽電池モジュールの総面積に鑑みて同意できないものであると。同意できないものであるどころか、同意でき

ないという通知を既に出しているわけですから、それをやはりきっちりと認識し、記載をすべきだと。この条例に照らして今から同意できないもんですよというようなことではないと、もう既にこの条例に基づいて、下田市当局は下田市民の意見として、これは同意できないという通知を業者に出しているわけです。そこの認識をどう考えているのかという点と。

先ほどの質問でも言いましたけれども、請願者の内容は、林地開発の審査を一旦中止を含む慎重な審議をお願いし、その上で計画の取下げを要請する意見書の提出をお願いしますと。この要望書が全員で滞りなく了承された、可決をされた、採決される、こういうことごさいますから、そうしますと、よって、下田市議会は静岡県に対し、以上のことを十分に考慮した上で、稲生沢川上流における林地開発許可の審査を執り行うよう強く要望します。こういう要望を請願者は求めているのではないんじゃないかと思うわけです。具体的には、この下田市当局の見解と違うような見解が出ないように、十分な審査をしていただいて、不許可とするなり、あるいは計画そのものを取り下げると、県としても認めないと判断を下す前に却下をするというような措置を取っていただきたいということが請願者の本意ではないかと思うわけです。ここに書いてある文案は、ちょっとそれと違うんじゃないかという気がするわけですが、それらの点はどのように議論をされて、こういう文案になったのか。そのこの文案にしなきゃなんない理由というのはどこにあるのか、お尋ねをしたいと思います。

議長（小泉孝敬君） 委員長。

〔産業厚生委員長 進士為雄君登壇〕

産業厚生委員長（進士為雄君） まずは後の質問ですけれども、中止等のお話。それについては先ほどもお答えしたように、そういう素案、2つあったわけですね、議員の皆さんから募集した中に、沢登さんからの意見の中には中止という言葉がありました。やはり一人一人の意見をどれがいいという、その内容にどこがいけないとか悪いとか、そういう意見は聴きませんでしたけれども、私が想像する意見で申し訳ないんですが、やはり全員一致の意見を求めるときに、申請するというのは重要な話ですね、林地開発に対しての、要するに申請者が。それを申請者が出すということは、その権利であり、出した以上は審議するというのは、静岡県ですかね、林地開発のそこを受ける係の当然のものであると思うんですね。

その中で、その権利を中止しろという強い意見で、いわゆる申請者の権利を侵すようなものやっいていいかという、これは私個人の要するに考えですけれどもね、そういう要するに考えがどこかに皆さんがあって、その2つ、意見書の素案があったわけですけれども、うち

の委員会では、いわゆるこちらの意見のほうがよかろうと。これが強く求めるか、だからそれは反対かも分かりませんが、私は要するに思うのは、うちの委員会で全会一致でこれになりましたので、やはり希望とすれば、全会一致で出すことが、やはり県に対してそれなりの慎重な審議及びこの考え方を考慮していただけるというふうに思っております。そういう面で、この意見書を採用したというふうに私は思っています。

それと、4月23日の同意できない旨を前の福井市長だったかな、と思いますけれども、名前か何かで出してあるんじゃないかと思えますけれども、あえてそこを書く書かないというよりも、いわゆる林地開発申請するのは、そういう面では、先ほどと同じように、申請者の権利でしょうから、そのことをあえて触れた、触れたほうがいいのか悪いかというのは、ちょっと微妙なところがありますけれども、そこは触れなかった、そのことは承知しておりますけれども、その内容はあえて書かなかったと。何で書かなかったということについては、ちょっと明確に言い切れないところがありますけれども、そういうことでございます。

ぜひ全会一致ということで提出をお願いしたいというふうに思います。

議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 具体的に文案の訂正を提案してよろしいでしょうか。今、質疑だけでしょうか。

議長（小泉孝敬君） これは質疑だけですから。

13番（沢登英信君） 次の機会に文案の提案をしたいと思えます。よろしくをお願いします。

議長（小泉孝敬君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） これをもって質疑を終わります。

ちょっと休憩します。

午後 5時28分休憩

午後 5時45分再開

議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開します。

沢登議員、書類は用意できましたか。

13番（沢登英信君） できました……。

議長（小泉孝敬君） いや、書類じゃなくて賛成者。

13番（沢登英信君） 賛成者は進士濱美さん……。

議長（小泉孝敬君） 同意していますか。

〔発言する者あり〕

議長（小泉孝敬君） 動議は成立しません。

発委第1号についての質疑は終わりました。

それでは、これより討論・採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

13番（沢登英信君） 県当局に意見書を送るということそのものに反対をするものではございませんが、この文案では県知事、川勝平太さんがどのような意味合いの意見書なのか、十分に理解することができないと私は思うものでございます。

少なくとも令和2年4月23日には、下田市はこの3業者に同意することはできないという通知書を出しているわけであります。この条例に照らして問題があるという段階ではなくて、既に当市としては同意ができないという結論を通知書として業者に送っているわけでございます。したがって、林地開発という森林法という別の法律であっても、下田市のこの決定を尊重をしていただいて、慎重な審議をして取り計らってほしいと、こういうことが願意の内容にしなければならないと思うわけです。ただ単に審議を、林地開発申請の審査を執り行うよう強く要望しますということでは、要望の内容が分からないわけであります。市が決定したこの下田市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例に基づいて、下田市は既にこの3業者に同意ができないと通知を出しているわけですから、この下田市の決定を尊重してほしいと、そごがないような慎重な審議をしてほしいんだと、こういう文面に最低しなければ、この意見書としての意味合いが明確にならないと。ただ慎重にやってくださいよということでは、当然どの申請だって慎重にやっていますよと、こういうことにならざるを得ないと思いますので、最低そのぐらいの文面を訂正をして、要望書の内容を明確にする必要があるかと思うわけでございます。

そういう観点から、文面の訂正を願うということでございます。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 次に、賛成意見の発言を許します。

12番 大川敏雄君。

〔12番 大川敏雄君登壇〕

12番（大川敏雄君） 私はこの稲生沢川上流での森林開発に関する意見書、本当に識見のある6名の委員の皆さん方、御苦労さまです。賛成いたします。

先ほど、我々はいわゆる小林さん外2名の請願を賛成しました。請願というのはおおむね願意を尊重するというのが前提だと思います。そういう視点から、いわゆるこの意見書が、いわゆる請願と対して全く駄目なのかということになれば、そうでなくて、前段で下田市の条例は太陽電池モジュールの面積が1万2,000平方メートルを超えるものについては同意しないものとしていると、条例の姿勢をはっきりしている。そしてその後、県に申請されたものについて、どうのこうのと言って、この条例で規定する太陽電池モジュールの総面積に鑑みて、同意できないものであると、この県の開発行為を、それを明確にしている。その2つを、以上のことを十分考慮して云々となっているわけです、稲生沢川林地開発の申請を執り行うようお願いいたしますというようないわゆる意見書の内容であるので、十分この請願の出した皆さん方の願意はこれで十分であると。100%であるとは言いませんが、99%ぐらいは大丈夫だと、こう申し述べて賛成です。

議長（小泉孝敬君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） これをもって討論を終わります。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小泉孝敬君） 起立多数であります。

よって、発委第1号 稲生沢川上流での森林開発に関する意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（小泉孝敬君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

これをもって、令和2年12月下田市議会定例会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午後 5時52分閉会